



発行日 2009年11月20日
発行回数 40回
発行種別 第三種郵便物認可

11-2009

発行所
新聞通信調査会
電話 03(3593)1081
<http://www.chosakai.gr.jp/>

参院過半数に懸ける民主 自民再生は対案作りから

鈴木博之

(共同通信社政治部次長)



一昨年の秋に衆院選の選挙班長に任命された。麻生太郎が首相に就任した直後の昨年には選挙を断行するとの見方がもっぱらだったが見送り、結局は最悪のタイミングでの選挙になった。この間、自民党からすれば明確な争点を設定できる時期が何回もあったが、踏み切れなかった。麻生自民党が自ら招いた大敗だと言わざるを得ない。政権交代につながった歴史的選挙戦を振り返りながら、今後の政局を展望してみたい。

盛り上がり欠けた自民総裁選

昨日(九月二十八日)自民党総裁選があつて、元財務相の谷垣禎一が予想通り三百票を集めて当選した。ただ、舛添要一とか石破茂が立候補しなかったこと、まして野党転落後ということで非常に盛り上がり欠けた総裁選だった。谷垣は当選に盛り上がり欠けた総裁選だった。谷垣は当選十回のベテランではあるが故に清新さに欠け、一方で人柄はいいのだが、迫力不足は否めない。自民党本部八階の両院議員総会を開くホールは五百四十席あり、これまでの総裁選であれば衆参両院議員で満杯になるのだが、映像で見ている空席が目立っていた。過去何回かの総裁選と比べると隔世の観があつた。

谷垣は当選後の記者会見で民主党との対立軸を問われて具体的に提示できなかった

谷垣は当選後の記者会見で民主党との対立軸を問われて具体的に提示できなかった。記者に対しても人当たりの非常にいい人物で、東国原英夫宮崎県知事も「これまで会った自民党の国会議員の中で最も嫌な感じを持たせない人」と言っている。しかし、野党の党首としてはいかなるもの

目次 (十一月号)

参院過半数に懸ける民主、自民再生は対案作り	鈴木博之	1
一番取り消し、通信社機能に理解—東京高裁	三土正司	6
通信社の先輩が語る「私の体験記」(28)	佐藤信行	10
TVジャーナリズムに新たな動き(4)	鈴木弘貴	14
マスメディア関連の裁判を見る(44)	佐藤英雄	17
【メディア談話室】		
開かれた会見とメディア	藤田博司	20
【プレスウオッチング】		
「八ツ場ダム」工事中止の衝撃	池田龍夫	22
【放送時評】		
多チャンネル放送研、09年実態調査発表	音好宏	24
【海外情報】		
①欧州で進む新聞の合併・統合	広瀬英彦	9
②米調査機関、景気後退報道を分析	金山勉	13
③中国の新聞総印刷量、2・45%減	木原正博	26
調査会だより	小関哲哉	27
書評「オバマ大統領がヒロシマに献花する巨」	小関哲哉	28

か。これから国会で反転攻勢を掛けていく中で、人がいいだけでは政局を乗り切つてはいけない。もうちょっとアクの強さというか攻撃性を身に付けないと民主党に対して巻き返せないかなと思う。

では、自民党再生のため谷垣は何をすべきか。民主党的な「次の内閣」や「影の内閣」という名称は使いたくないようだが、派閥順送り、年功序列とは一線を画した、これが「谷垣内閣」といえ

る組織、陣容を整えるべきだろう。「みんなやっつけていこうぜ」がキャッチフレーズだが、何をやっていくかということが肝心だ。野党なのだから、八ツ場ダム建設中止など民主党がマニフェスト（政権公約）に盛り込んだ政策について、対案を作り、必要なら法案化して国会審議でぶつけ、その対案を持って谷垣自ら地方を回るべきだ。そこから自民党再生の道が始まる。言葉は悪いが、民主党のあら探しだ。民主党の若手も官僚に頼らない法案作りで力を付けた。今回の選挙で伸び代がある若手や新人の多くが落選したのがネックではあるが……。

民主に流れた自民支持層

選挙の話に入るが、本当にすさまじい民主党の圧勝ぶりだった。投票票日の一週間前に世論調査を行い、それに基づいて獲得議席の表を出したが、普通に計算すると民主党は三百三十を超えていた。三百三十八とか三百四十という数字までたたき出していった。民主党の立候補者数は三百三十、物理的にあり得ない数字が出たことになる。これを記事化するわけにいかないの、予測式を改めるなどして修正した。それでも三百十八を中心に、最大値は三百三十議席となり、何と全員当選の可能性もあるという予測になった。実際には「そこまで民主党を勝たせていいのか」という有権者の気持ちと、地力に勝る自民党の一部ベテランの踏ん張りで民主党は三百八議席になった。見事だったのは青森三区の大島理森だ。三百六十七

票差で民主党候補に競り勝った。森喜朗も女性の新人候補と大接戦だったが、四千票余の差でいいだ。それにしても民主党は近畿ブロックでは比例でもう二議席取れたはずだが、比例候補が足りなくなってしまうと、自民、公明に当選枠を渡すという事態が発生した。

こういう結果になったのは、自民党の支持層が自民党に投票しなかったことに尽きる。選挙当日の出口調査によると、比例代表で自民党を支持している、自民党に入れたという人が53・7%しかいなかった。30%ほどが民主党に流れた。

小選挙区もほぼ同じで、自民党支持でありながら30%前後が民主党に入れた。

これは民主党に入れたというよりも、「今回は自民党に入れたくない」という思いからだろう。同時に小選挙区制の特性が最大限に出た選挙だったとの指摘もできる。

今回、小選挙区で民主党が取った総得票数は三千三百四十七万票余、自民党は二千七百三十万票余。全体に占める得票率は民主党が47・4%、自民党は38・6%だから、差は10%もない。ところが議席数は、民主二百二十一、自民が六十四と、三倍以上の差がついてしまった。定数一の選挙区で最高得票した候補のみが当選できるという小選挙区制の特性が表れた。麻生官邸の関係者は「中選挙区制に戻すべきだ。これからは一選挙区の定数を三にして百選挙区で戦えばいい」と、死んだ子の年を数えるようなことを言っていた。

では、自民党が大勝した二〇〇五年の前回選挙はどうだったかというと、小選挙区で自民党が三千二百五十一万票余、民主党が二千四百八十万票余だった。得票率は自民が47・7%で、民主が党は36・4%、11%の差しかなかった。ところが議席は自民が二百十九、民主が五十二で、今回よりさらに広がって四倍以上の議席差になった。この時に自民党から「小選挙区制は死に票が多くて民意を反映していないからよくない」という声が上がったかという、記憶にはない。今回負けながらこそ「中選挙区制がよかった」という恨み節が出ている。政権交代でよりよい政治体制を実現するという狙いから、小選挙区制が導入された以上、この制度でいくしかない。

必然だった自民弱体化

具体的に自民党大敗の事情を探ると、自民党を支持してきたいわゆる集票マシンといわれる医師会とか建設業界、農協が軒並み自民党から離れていったことにある。日本医師会の政治連盟である日本医師連盟の動きは有名な話だが、共同通信の調査で〇五年選挙のときは、全部の選挙区で自民党候補を支持し、推薦したのが二十九都県あった。今回は十九都県に減った。十都県が民主党支持もしくは中立に回った。後期高齢者医療制度への反発から反自民の先陣を切った茨城県の医師連盟は、県内七選挙区すべてで民主党候補を推薦した。このため元厚相の丹羽雄哉や元農相の赤城徳彦が落選した。保守王国と言ってもいい茨城県で

自民党が小選挙区で勝ったのは七選挙区中、一選挙区だけだった。

麻生は選挙が終わった後、支持団体を一生懸命に回っていた。「おわび行脚」だ。日本土木工業協会に行き、来年夏の参院選での支援を求めたが確約は得られなかったようで、同協会の会長は記者会見で、支援するかどうかは「今後の問題」と明言を避けた。日本歯科医師連盟も、参院選で組織内候補を自民党から擁立しない方針だ。民主党からも擁立せず「中立的立場」をとるようだが、これも自民党離れとの見方ができる。今後、こうした動きが加速していくと思われるため、自民党の立て直しが簡単に進むとは思えない。

加えて、これまで自民党国会議員の手足となっていた市町村議会議員が、「平成の大合併」により激減したことも影響した。自民党系の県議や市町村議は自身の選挙のためもあって選挙区できめ細かく票を掘り起こしてきたのが従来の自民党の選挙戦だった。ところが、平成の大合併によって目に見えて自治体数が減った。一九九九年三月の三千二百三十二から今千八百ぐらいに減っているから、地方議員の数も減っている。三千から千八百という市町村の減り方は相当大きい。その分、選挙戦を支えてきた議員が減っている。総務省のデータによると、市町村議員の数は〇二年末で約五万七千人いたが、〇八年末には三万四千人と二万三千人減った。二万三千人の中の二万一千人が無所属として立候補していた方でほぼ保守系。と

いうことは現場で頑張ってきた自民系の地方議員がこの五、六年の間に二万人以上減っている計算になる。一人につき何百何千という票が減っているとも言える。従来の選挙手法で戦い抜こうとした自民党が今回の選挙で勝てる由もなかった。

自民党も反省はしているようだ。内部から聞こえてくるのは、一つは長期政権に対する有権者の飽き、もう一つは国民目線からの乖離、そして自らのおごりがあったという三点だ。国民目線からの乖離や長期政権に対する飽きというのは、森政権のころからあったと思う。前回大勝して自民党の勢いが増したようにみえたが、小泉でさえも首相在任時の選挙のうち、〇三年衆院選と〇四年参院選は勝利したとは言えない結果だった。

国民目線からの乖離に関しては、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の改正への対応がその一例だ。低成長の時代に合わせて「公助」よりも「自助」を増やそうとした政策で、必ずしも悪い政策とは言えない。ある程度、自助を打ち出さなければ国家財政を維持できないのは確かだ。少子高齢化で財源確保は容易ではない。しかし、国民に真摯に向き合い説明責任を尽くさないと、高年齢で財源確保は容易ではない。しかし、国民へ、「子ども手当を出します」「高速道路は無料化します」「農業の戸別所得補償を実施します」と、自民党が言う「ばらまき政策」を民主党が掲げれば勝てるわけがなかった。

「そうは言っても、与党である自民党をそう負けさせないだろう」というおごりが有権者の自民

党離れに拍車を掛けた。例えば、年金の問題や後期高齢者医療制度でも「最後は国民も納得するだろう」と高をくくっていたのではないか。民主党が官僚をバッシングしていたが、それに対して自民党は生活を保障されている官僚を守っているというイメージを与えてしまった。それがおごりと映って国民からしつぱ返しを受けた——というところが、自民党で言われている敗因の三つ目だ。

したたかさ見せた鳩山

私は九二年に政治部に配属となり、宮沢喜一首相の首相番を担当した。翌九三年に小沢一郎や羽田孜の造反で内閣不信任案が可決され、自民党が分裂して選挙に突入し、八党派連立の方が多数を占めて政権交代した。その細川連立政権で、新党さきがけ出身の官房副長官として官邸に乗り込んできたのが鳩山由紀夫だ。私は副長官番として鳩山を担当した。それ以来、何回かにわたって民主党を担当して、鳩山の近くで取材をしたことがある。あれから十数年たって、今の鳩山の印象を言えば、この人は「ずいぶん成長したなあ」というものだ。それは衆院選での言動ではなく、小沢から代表を引き継いだときの身の処し方だ。

鳩山が衆院議員になって以降、政治生命を懸けた勝負は三回あったと思う。一回目は九三年に自民党を離党して武村正義らと一緒にさきがけをつくった時。二回目はその武村を「排除の論理」で拒んで九六年に旧民主党を立ち上げた時。三回目が今年五月の小沢からの代表交代劇だ。

三回目の勝負は、首相の座も懸かっていただけに、それまでの勝負と違う重みがあった。政界で首相にしる党代表にしるポストを手に入れるには二つ手段がある。一つは正面から権力闘争に挑み奪い取る形。もう一つは、前任者から後継指名される「禅譲」だ。鳩山は「一蓮托生だ」と明言、西松建設の巨額献金事件で窮地に陥った小沢を最後まで支えた。その結果、小沢から事実上の後継指名を受けたと言える。小沢を敵に回して代表ポストを奪い取るのは難しい。小沢が「鳩山君、次をやってくれ」と言う環境づくりのため小沢を支えたと言ったら、深読みし過ぎるだろうか。

また、奪い取ることができても、巨大化した小沢グループの支持がなければ、党内運営は行き詰まる。小沢グループの支援を受けられるような代表ポストの手の入れ方をしなければいけない。ということ、共同責任論や党内外の批判を覚悟でのるかそるか禅譲路線を選択したとみている。今まで、周囲が思わず引いてしまうような冗談を聞かされ、宇宙人ぶりもたっぶり見てきた私からすれば、鳩山のしたたかさを感じた代表交代劇だった。この時に、首相へのルールが敷かれたと思っ

ている。鳩山が自民党を飛び出した経緯についてこんな話がある。当選して間もないころ金丸信に呼ばれたことがあったという。当時から鳩山は脱派閥だとか、派閥解消とか言っていたが、それが金丸の耳に入ったのだろう。金丸から「派閥解消

を言っているようだが、そういうことは派閥を出てから言え」とギョロリとにらまれて、目の前に置かれた札束を涙ながらに受け取ったという。やや出来過ぎのストーリーだが、「いずれ自民党を飛び出して派閥によらないで、ボスが牛耳るような政治から脱したい」と思っていたという。このため九二年末、武村から「自民党を出て新党をつくる。どう思うか」と誘われて「賛成です」と即答して自民党を飛び出した。本人が主役であった局面とそうでない局面があるが、自民党を飛び出すとかその後、武村を切るとか、そこそこ修羅場を経験していることは間違いない。

党本部は「小沢城」

今の鳩山はどうか。小沢とのよく言えば二人三脚、悪く言えば小沢にコントロールされている、小沢さんを気にしている部分はどうしてもあるだろう。本人たちがどう思っているかどうかは別として、周りの人間は、新政権の重心が首相官邸と民主党本部の二カ所にあると見てしまう。今後鳩山カラーを打ち出せるかは、このイメージを脱却できるかに掛かっているのではないか。

小沢は、政策決定の内閣一元化の大方針の下、衆院で百四十人を超える新人議員の教育と選挙対策に没頭する考えだ。菅、鳩山、岡田克也ら主たるメンバーは政府に入ってしまったので、小沢一人が党本部に残った形だ。小沢はまだ鳩山らが党本部を拠点にしていたころから、圧倒的な存在感を発揮していたから、今や党本部は完全に「小沢

城」状態になっている。小沢が党を完全に掌握しているはずだが、火種がないわけではない。それは政策調査会の廃止だ。野党時代は政府提出法案や独自法案の是非を審議してきた。議員自身の考えや有権者の声を政策に反映する場でもあった。これを廃止してしまったため、閣僚や副大臣、政務官として政府に入らなかつた議員からは不満の声が漏れている。小沢サイドからすれば、政調に代わる組織として「各省政策会議」を設置しただろうという反論がありそうだが、議員の思いを吸収して十分な機能を果たせるかは未知数だ。

「マジック」成るか参院補選

民主党にとって、マニフェストに掲げた政策実現が最優先課題だが、そのためにも来年夏の参院選で単独過半数を確保することが欠かせない。小沢にとっても最大の目標だろう。小沢は周辺に「改選三人区には二人立てる。二人区にも二人擁立する。そうやって自民党は強くなってきた」と言っている。改選二人区であれば、普通は共倒れを防ぐため候補者を一人にとどめるが、それでは参院で単独過半数を取ることがおぼつかない。

また、参院選の候補者擁立の相談に来たある中堅議員に対して「候補者要請が難航しているのであればおれが説き伏せる」と言ったそう、小沢の頭は既に参院選対策でいっぱいになっているということだろう。

一方の自民党は、参院で与党を少数勢力に追い込む「逆ねじれ現象」を起こすことに主眼を置いて

ている。そうなれば、衆院で与党が圧倒的多数で通した法案を参院で葬り去ることもできる。民主党が野党時代にやってきたことと同じだ。

それを振り返りにして民主党が単独過半数を取れば、衆院で社民党や国民新党を切り捨てる動きが出てくるのは必然的な流れだ。小沢は「過半数を目標にするのはどの党でも当たり前だ」とした上で、「社民党、国民新党との協力関係は今後も維持していきたい」と連立を維持していく考えを強調している。小沢の本心だとしても、党内には、安全保障政策、原子力発電などをめぐって特に社民党と相いれない見解を持つ議員は少なくない。連立政権の枠組みにも影響を与えかねないだけに、参院選の持つ意味は大きい。

その前哨戦が十月二十五日の参院神奈川補選と静岡補選だ。神奈川は民主党議員の衆院選転出による補選で、静岡は自民党議員の知事選出馬に伴う補選である。一勝一敗だったら五分五分だが、自民党は二勝したい。鳩山民主党の勢いを止めることになる。民主党の参院議員は江田五月議長を除いて百八人。これに国民新党、新党日本と無所属の一部議員を加えた統一会派「民主党・新緑風会・国民新・日本」は百十八人。過半数百二十一まであと三議席で、補選で二勝すれば「マジック1」だ。当然、民主党としての単独過半数にも近づく。

来年の参院選について分析すると、民主党は〇七年参院選で大勝した結果、非改選が六十議席あ

る。従って、次の選挙で六十二議席取れば悲願の単独政権が樹立できる。一方、自民党は前回、参院選で大敗したから、単独過半数を取るのには相当きつい。公明党が改選と非改選合わせて二十一議席を維持するのであれば、自民党だけで六十四議席を取らなくてはいけない。六十四議席がどれだけ高いハードルかというと、前回選挙で、自民党が三十七議席なのではほぼ倍、プラス三十近く取らないと自公で単独過半数にはならない。今回の補選で一つ二つ積み上げることは、鳩山民主党、谷垣自民党の双方にとって非常に大事なことだ。

問われる財務省との間合い

対霞が関との関係も鳩山政権の注目ポイントだ。焦点はやはり「官庁の中の官庁」といわれる財務省が、新政権に対しどういう間合いを取ってくるかだろう。旧聞に属するが、鳩山内閣が正式発足する前から、財務省は民主党幹部に接触を始めていた。テーマは〇九年度補正予算の見直し、つまり執行停止。当時政調会長だった直嶋正行経済産業相が補正のうち未執行分の調査を指示した。財務省が当初はじき出した未執行予算は一兆八千億円だったが、内閣発足が近づくにつれ、その額が二兆七千億円、五兆九千億円、八兆三千億円と増加していったという。執行停止分をマニフェスト実行の財源に回したい民主党の「顔」が立つように数字が積み上げられていったというわけだ。このエピソードからしても、財務省のしたたかさを感じる。

これを苦々しく思っているのが農林水産省、国土交通省という、巨額の公共事業を抱えた官庁だ。ただでさえ天下り廃止や補助金の見直しでどんどん既得権益や権限を奪われていく。農水省の場合、民主党の目玉政策の一つである農業の戸別所得補償制度に必要な財源を工面するため、予算の大幅に見直しが避けられない。〇九年度の農林水産関連当初予算が二兆五千六百五億円なのに対し、戸別所得補償の予算規模は一兆円という。農業関連の補助金のほとんどを見直したり、廃止する必要がありそうで、農水省内には補助金の廃止が影響力低下につながると懸念する声も出ているそう。財務省からすれば「無駄排除」は歓迎だろう。ただ、財源が見つからない場合や税収が落ち込めば赤字国債発行ということになる。そのときに財務省が「はい、どうぞ」と言うかどうか。

亀井静香は鳩山に「政治家には主計局の仕事はできない、財務省がノーと言えば何事もできなくなってしまうから、財務省とはうまく付き合え」とアドバイスしたという。今後、政治主導を實體が伴う形にできるかは、財務省との関係で、どこまで官邸を上位に持つて来られるかに掛かっているという気がする。来年度の予算編成を通じて、鳩山政権の「本気度」と実力、そしてこの国をどこへ導こうとしているのかが徐々に明らかになってくると思う。

(文中敬称略)

(本稿は九月二十九日、同盟クラブで行われた講演の一部を要約、加筆した)

一審取り消し、通信社機能に理解

共同の配信記事めぐり東京高裁

三 土 正 司

(共同通信社法務部長)

東京女子医大病院での医療事故めぐり、当時の担当医が共同通信社と、配信記事を掲載した秋田魁新報社、上毛新聞社、静岡新聞社に名誉棄損

による損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は七月、新聞三社に計三百八十五万円の支払いを命じた一審判決を取り消し、医師側の請求を退けた。名誉棄損訴訟は、報道機関側が記事が

真実であること、もしくは真実と信じる相当の理由があったことを証明すれば賠償義務を免れる。

今回の訴訟は、通信社に相当性が認められる場合の新聞社の責任問題を本格的に争った初のケースで、高裁は報道の実情に即した判断をした。

簡単な手術のほずが

まず事故の概要に触れておきたい。

二〇〇一年三月、生まれながらにして心臓の左右の心房を隔てる壁に穴がある小六女児に、穴をふさぐ手術が東京女子医大病院で行われた。人工心肺装置に動脈と静脈をつなぎ、心臓をバイパスする形にして全身の血流を確保し、その上で心臓の拍動を止めて手術は始まった。難易度の低い簡単な手術のほずだったが、静脈から人工心肺装置に血液が十分流れないまま、動脈に血液を送り続

けたため、脳にうっ血して脳障害が起き、女児は三日後に死亡した。

病院側は当初、女児の両親に事故が起きたことを知らせず、「心不全」と説明。その後、両親と病院側に医療ミスを指摘する内部告発があり、病院側は調査委員会を設置して同年十月、人工心肺装置担当医らのミスを認める報告書をまとめた。

報告書は、執刀医、人工心肺担当医の双方が手術で使用した人工心肺装置の特性を十分認識しておらず、事故につながった可能性がある、としたことから事態は大きく動きだす。

警視庁は〇二年六月、報告書を基に手術責任者の医師をカルテ改ざんによる証拠隠滅容疑で、人工心肺装置担当医を業務上過失致死容疑で逮捕、東京地検は医師二人を起訴した。

しかし、刑事事件の裁判では報告書の内容がごとく否定され、東京地裁は〇五年十一月、人工心肺装置担当医が事故を予測することはできなかったとして同医師を無罪に、東京高裁も〇九年三月に血液が抜けなかったのは執刀医が静脈と人工心肺装置の結合に失敗したのが原因と認定し、無罪判決が確定した。

報告書を基に報道

日本を代表する心臓疾患治療の高度医療機関で起きた医療事故。さらに医師が逮捕される事態に、共同通信をはじめ報道各社は報告書に書かれた事故原因を中心に大きく報道した。

逮捕当日の東京女子医大病院の記者会見でも報告書を基に説明が行われ、誰もがこの内容を信じて疑わなかった。

だが、刑事裁判では無罪。人工心肺担当医はこの直後から、誤った報道で名誉を傷つけられたとして新聞、NHK、雑誌の各社を訴える。

新聞各社、NHKの訴訟で裁判所は、当時の状況から報告書を真実と信じる相当の理由があったと認め、同医師の請求を退けたが、共同通信と加盟社三社の訴訟だけは、共同通信の責任を否定しながら加盟社の責任を認める「特異な判決」を言い渡した。

判決理由で東京地裁は①共同通信は報告書、捜査関係者からの取材を基に記事を作成しており、真実と信じる相当の理由があった②加盟社三社は共同通信とは別法人であり、共同通信の相当性を加盟社がそのまま援用することはできず、また通信社からの配信であることを相当の理由にはできない——とした。

つまり、新聞社が通信社からの配信記事を掲載する場合、新聞社が独自に補足取材するなど、通信社と同様に相当の理由を証明できなければ賠償責任を免除できないという理屈だ。

民法の「責任は個別に判断する」という大原則にとらわれ過ぎたあまり、報道の実態と大きく懸け離れた判断をしてしまったといえる。

配信サービスの抗弁との混同

実は、いつかこうした判決が出るのではないかと予想はしていた。一連のロス事件・三浦訴訟で共同通信は、定評ある通信社からの配信記事そのまま掲載した新聞社は損害賠償義務を負わないとする「配信サービスの抗弁」を主張した。配信記事が真実ではなく、しかも共同通信に相当性がなくても掲載加盟社に賠償責任はなく、責任は共同通信だけが負うという法理である。

問題となった記事は、共同通信に相当性がなく、共同通信の賠償責任は確定していたのだが、どのような理論を組み立てれば掲載加盟社の責任を免除できるか考えた上での主張だった。

下級審では配信サービスの抗弁を肯定するものと否定するものに分かれ、最高裁の判断が待たれた。第三小法廷と第二小法廷で審理され、第三小法廷は〇二年一月、「社会の関心と興味を引く私人の犯罪行為やスキャンダルなどを内容とする報道では、報道が過熱するあまり取材に慎重さを欠いた真実でない内容の報道がままた見られる。報道内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社からの配信記事であっても真実性について高い信頼性が確立しているということはできず、配信サービスの抗弁を適用する前提を欠く」とし、入り口の部分で退けてしまった。

その上で、従来の判例の枠内で加盟社の責任を判断し、「現時点では、このような報道分野では通信社からの配信という一事をもつてしては記事を掲載した新聞社が記事に摘示された事実を確実な資料、根拠があるものと受け止め、同事実を真実と信じたことに無理からぬものがある」とまではいえない」と、新聞社側に賠償を命じた。

これに対し、第二小法廷は同年三月、第三小法廷と同様の結論を出しながらも、理由については過半数の多数意見を形成できないという異例のものとなった。五人の裁判官中、二人は「通信社のクレジットを付していない記事は新聞社自身の記事として扱うべきであり、配信記事を掲載したことを理由とする抗弁はできない」とした。

別の二人は「共同通信と加盟社とは報道機関としては別個の独立した主体であっても、取材、記事作成、配信、掲載という一連の過程において、実質的に報道主体として同一性があり、通信社に相当性がある場合は、加盟社はこれを援用することにより賠償責任を免れる。しかし、本件記事では通信社に相当性がない」と理由付けた。なおクレジットについては必要ないとの立場を取った。

残る一人は憲法が保障する報道の自由に基づき、配信サービスの抗弁が認められるとの反対意見を見た。東京地裁の判決は、これら最高裁で出された意見をつまみ食いしたとしか思えないような理由を挙げて加盟社に賠償を命じている。

「共同通信と加盟社は別法人であって、独立の責任主体であること、記事にクレジットがなく加盟社が自身で執筆した記事と体裁上変わらないこと、共同通信と加盟社が報道主体として実質的に同一性を有するか否か読者には判然としないことからすれば、共同通信に相当性があるからといって、加盟社に相当性があるとか、共同通信の相当性の抗弁を援用できることにはならない」というのである。

著しい不均衡

東京地裁の考え方を取れば、次のような著しい不均衡を招くことになる。

事件報道では犯罪事実が真実であるか否かは判決確定まで分からない。このため、警察の逮捕発表記者会見に基づく記事は、真実性ではなく相当性によって裁判所は報道機関の責任を免除している。加盟社が配信記事を掲載する場合、いちいち警察署に確認しなければ、自動的に賠償責任を負うことになってしまうのだ。また東京本社、大阪本社、西部本社と分社化した社では、直接取材した社を除き、他の本社で同様の事態が起きることになる。

ほぼ同じ内容の記事であっても、発表を聞いた社は免責され、一方の通信社記事を掲載した社は相当性の抗弁が認められずに賠償を命じられるという全くおかしな現象が起き、これを突き詰めていけば「賠償問題が発生するので通信社記事は掲載しない」という委縮さえ生みかねない。

こうした点を踏まえ、高裁の口頭弁論で共同通信と加盟社は①共同通信と加盟社の関係は、加盟社が共同通信に取材、配信を委ねているのであり、実質的に報道主体として一体②記事の真実性は必ずしも自身で裏付け調査しなければならぬというものではなく、調査を委ねられた第三者が適切な調査をしたことが立証されれば当該新聞社に過失はない③クレジットは、配信サービスの抗弁を主張する場合には責任主体を明らかにする上で問題となるが、同一性の主張では問題とならない——と反論した。

実態に即した高裁判決

一年十カ月に及ぶ審理を終え、東京高裁は七月、共同通信と加盟社の主張を認める逆転判決を言い渡した。高裁の判決文としては珍しい九十二ページの大部に及び、高裁が過失論について詳細な検討を加えた跡がうかがえる。

まず、共同通信の成り立ちと組織、加盟社の組織を分析。「加盟社は共同通信の運営費用を負担し、また社員総会等の内部組織を通じてその経営に参画する一方、共同から記事等の提供を受けてこれに自ら取材して得た記事等を合わせて新聞制作を行い、共同は加盟社からの社費を主要な活動資金として全国的あるいは世界的規模で取材活動をし、記事を加盟社に配信して新聞制作に供するという相互関係を形成している」とした。

この相互関係は、経営面だけでなく編集面にも当てはまるとし、共同通信が記事配信の過程で正

確性について複数のチェックを行い、記者への研修など適正な取材活動を確保するための必要な措置を取っていることから、配信記事に関して報道機関が果たすべき法律上の注意義務の実行を共同通信は加盟社に代わって引き受ける地位にあると認定した。

その上で、「加盟社は、記事掲載に当たって負う注意義務を尽くしたことの立証に、共同による取材活動の具体的内容も含めてすることができ、その結果、摘示された事実が真実であると信じるについて相当の理由があると言えれば、故意または過失が欠けて不法行為は成立しない」と結論付けた。

クレジットに関して医師側が「あたかも自らが取材したかのような外見をまとうておきながら、いざとなると配信記事であることを主張して法的責任を負わないという著しい不正をもたらず」と主張したのに対し、判決は、クレジットは読者との関係であり、名誉を棄損された当事者とは別の関係だとして退けた。

また判決は、通信社の報道システムそのものの異例の言及をしている。「通信社を一方の核とする報道システムは全国民にあまねく種々の情報が伝達される道筋を確保するという観点において有用であるばかりか、全国紙のほかに地方紙が存立する実際上の基盤を提供するものであるという意味において、情報伝達媒体の多様性の確保という観点においても積極的に評価することができ

る。民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断資料を提供し、国民の知る権利に奉仕することが期待された報道機関による報道の一つの形態として尊重すべきものであると解される」と高く評価したのである。

医師側は判決を不服として最高裁に上告と上告受理申し立ての手続きを取った。通信社に相当性が認められた配信記事を掲載した加盟社の賠償責任の最終判断は最高裁に委ねられたが、情報伝達手段が多様化し、通信社だけでなく新聞社の記事もさまざまな媒体に載るようになった今日、共同通信と加盟社の関係をめぐる今回の訴訟の結論は、大きな広がりを持つに違いない。

一方、配信記事に絡む新聞社の裁判例は少なく、今後の判例の積み重ねが必要だ。

例えば配信サービスの抗弁では、最高裁が挙げた公人と私人の区別や事件報道以外の分野への適用、クレジットの有無などは未解決のままだし、賠償額についても同一記事で多数の加盟社が訴えられたときに、掲載加盟社全体を一つの不法行為と見なせるのか、あるいは一社ごとに算定するのか、クリアしなければならぬ課題はまだ多い。

これまでの判例の枠内で少しでも掲載加盟社の責任免除の範囲を広げる努力を続ける傍ら、新たな免責理論の構築が必要なのかもしれない。

通信社が関係する名誉棄損の裁判上の問題は実は緒に就いたばかりなのだ。



欧州で進む新聞の合併・統合

世界的な経済不況と広告激減で

世界的な経済不況と広告の激減は、ヨーロッパのメディアにもさまざまな対応を迫ることになった。そうした対応の一つに、新聞の合併や統合といった合理化や効率化の選択がある。

オーストリアでは、二大グループの合併により、同国最大の新聞グループが出現するという計画が進んでいる。オーストリア東南部、シュタイアーマルク州の州都グラーツで発行されている『クライネ・ツァイトウング』を支柱とする同国第二位の「シュティリア」グループと、西部、チロル州の州都インスブルックで発行されている『チロラー・ツァイトウング』を中心とする「モーゼル」グループである。

オーストリアで発行部数最大の新聞グループは、ウィーンを本拠とする『クロネン・ツァイトウング』と『クリーア』で構成する「メディアプリント」グループである。『クロネン・ツァイトウング』はタブロイドより小型の街頭売り大衆紙で、日刊紙総発行部数の三分の一近くを占める。しかし、売上高では二〇〇八年の統計で、「シュティリア」グループが第一位に進出した。「シュティリア」と「モーゼル」は今年八月中

旬に、競争問題当局に合併を申請した。当局の説明によると、審査のために四週間の時間を要するが、その後は合併を実行できることになるか、カルテル裁判所での審査を要請することになるかだという。

合併による新たなメディアグループは、「シュティリア」が68%を保持し、「モーゼル」グループの創設者の子孫が27%を引き継ぐ。「モーゼル」の共同出資者ライフファイゼンは5%を取得する。合併後は単一のタイトルを持ち、チロル州など高地オーストリア地方をカバーする地域新聞の連合体として、登場することになる。

ドイツでは、高級全国紙の一つ『フランクフルター・ルントシャウ』と、かつて東ドイツの中心的新聞であった『ベルリナー・ツァイトウング』が、幾つかの報道分野を統合することになった。両紙はケルンを本拠とするドイツ第三位のメディアグループ「M・デュモン・シャウベルク」(MDS)の傘下にある。MDSが八月二十四日に伝えたところでは、『ベルリナー・ツァイトウング』の科学報道分野は『フランクフルター・ルントシャウ』が引き受ける。一方『ベルリナー・ツァイトウング』の方は、『フランクフルター・ルントシャウ』のメディア関係報道に参加する。

その他の報道分野については、すべてまだ構想の域を出ていない。当面は、編集部門で共同の協議を行うことになる。「われわれは議論を行っていない段階で、具体的な内容はまだ決まっていな

い」と、MDSは強調している。

「ドイツ・ジャーナリスト連盟」(DJV)は、ジャーナリズムの質にとって有害になるような合理化を拒否する構えでいる。「計画されている『ベルリナー・ツァイトウング』、『フランクフルター・ルントシャウ』その他の新聞の報道分野の統合と記事の交換は、メディアの多様性と編集部門の仕事の場を危険に陥れることになる」とDJVのミヒヤエル・コンケン委員長は述べている。

イギリスでは、放送と新聞の間でビデオニュースを共用する計画が進もうとしている。主役は公開放送のBBCである。

今年七月下旬のBBCの呼び掛けに応じ、BBCと主要新聞がビデオニュースを共同利用することになった。まず参加を表明したのは、『デーリーメール』『ガーディアン』『インディペンデント』『テレグラフ』の主要全国紙である。『ガーディアン』はこれを「画期的な取引」と表現した。BBCは当面、新聞に提供するビデオニュースの内容を政治、ビジネス、健康、科学・技術の四種に限る予定だが、さらに、インターネット上のニュースウェブサイトにも開放することを計画している。この動きには、BBCにライバルメディアへの支援を促す政府からの圧力を先取りする意味もあるようである。

こうした合併、統合によって、各国メディア界の秩序変革が進んでいくことになる。

(広瀬 英彦 東洋大学名誉教授)

崩壊と再生のドラマを描く

「プラハの春」とその挫折が原点

— 通信社の先輩が語る「私の体験記」②8 —

佐藤 信行

(共同通信社OB)

定年退社から早くも十一年が過ぎた。時折、退屈のぎに目をつむると、現役時代の忘れ難い体験の数々とその幾つかにまつわるスクープの興奮とともに、それこそ走馬灯のように生き生きとよみがえってくる。

記者生活の大半を国際畑で過ごし、海外特派員としての任地は、ウイーン、ロンドン、プラハ、テルアビブ、ワシントン（一九七〇年代と九〇年代の二回）の五カ所だった。不思議とどの任地でも戦後世界史に残るような大きな出来事や事件に遭遇し、自分の記事としてその記録をとどめられた幸運を思わざるを得ない。

主なものを挙げて、民主化運動の「プラハの春」に続くソ連などワルシャワ条約機構五カ国軍のチェコスロバキア侵攻（いわゆるチェコ事件、六八年）、ウォーターゲート事件とニクソン米大統領辞任（七四年）、キャンプデービッド合意（七八年）とエジプト・イスラエル平和条約調印（七九年）、イラン革命（七九年）、フィリピンのピープルパワー革命（八六年）、冷戦終えん（八

九年）とソ連崩壊（九一年）、十六年ぶりの米民主党（クリントン）政権誕生（九三年）など。イランの独裁者パーレビ国王とフィリピンのマルコス大統領の国外脱出を余儀なくさせたイラン革命とピープルパワー革命は、前者はテルアビブから、後者は東京から短期間出張して見届けた。

破局は流砂のごとく

このように私がぶち当たったニュースは、いずれも崩壊と再生のドラマと言つてよく、その崩壊劇は満潮で寄せては返す大波にのまれる流砂に似ていた。その過程を追い、その力学を解くのが私の仕事だった。

そんな崩壊劇を初めて体験したのがチェコスロバキアの民主化運動「プラハの春」とチェコ事件である。プラハには最初はロンドン支局から出張し、ソ連軍などの侵攻後は常駐になった。

ノボトニー共産党第一書記兼大統領のスターリン主義的強権体制下、政治的、経済的に行き詰まる中で、六八年一月にノボトニーを追って登場したドプチェク共産党第一書記ら改革派勢力は「人

間の顔をした社会主義」を掲げて、民主化と経済改革に乗り出した。改革運動は沈滞した空気に風穴を開け、まさに「プラハの春」の形容にふさわしく、民衆の政治参加へのやる気とエネルギーを引き出した。

街角には自然に人垣ができて、討論が始まった。初めはおずおずと、そして次第に大胆に――。私はそんな人垣に分け入り、熱気にあふれた市民の声を聞いた。

ドプチェク指導部はソ連や他の東欧諸国にいたずらに不安を与えないように慎重に事を進める方針のようだったが、いったん解き放たれた大衆のエネルギーは、必ずしも党指導部の思惑に沿うものではなかった。

この間、ドプチェク指導部の戦略や戦術、見通しについてある程度自信を持って報道できたのは、当時チェコスロバキア共産党機関紙『ルデー・プラボ』の外信担当デスクとして腕を振るっていた友人ジャーナリストのおかげである。彼とはその十年前、私がまだ学生だったころ、北京特派員だった彼が出張取材で来日中に、通訳した縁で知り合った。

チェコスロバキア、ソ連両国間の緊張が極度に高まる中、「打開策を探るため両国国境の町スロバキアのチェルナで七月二十九日、両国首脳会談が開かれる」との特種を書き送ったときの快感は今でも胸にうずく。この会談での合意を再確認する形で八月三日、スロバキアの首都ブラチスラバ



「プラハ」の街角で市民の声を聞く筆者
(右端、1968年秋)

で開かれたチェコスロバキア党指導部とソ連・東欧五カ国党首脳との会談は、社会主義国家同士の間結の必要性を確認し、双方の和解が成ったかに見えた。しかし、これは破局までの幕あい劇にすぎなかった。

ソ連の「秘密指令」を抜く

八月二十日深夜、兵力五十万のソ連・東欧五カ国軍が雪崩を打って国境を越えチェコスロバキア国内に侵入、ソ連軍はドプチェク第一書記、スボボダ大統領、スムルコフスキー国会議長ら改革派要人を逮捕、モスクワに連行した。チェコスロバキア側は、ブレジネフ共産党書記長らソ連側か

ら、民主化の放棄といわゆる国内正常化をのまされて帰国したが、具体的な指示内容は公表されなかった。しかし、私は会談に参加した要人の一人が帰国後に党組織で行ったモスクワ会談の報告文書を、『毎日新聞』の塚本哲也氏とたまたま共同で入手し、ニュースソースに迷惑がからぬように、東京発の体裁で六八年十月一日付朝刊用に報道した。

この文書によると、チェコスロバキア側は検閲制度の復活など、民主化を否認する幾つかの秘密指令を受けていたが、その後のチェコスロバキアの運命を決定付けたのは「チェコスロバキア側は第二次大戦中に開かれたヤルタ会談を想起し、本会談によってわが国は東ブロックに属することを認めること」という一項だった。もともと「注」として、「ヤルタ協定中にかかる意味の事柄を規定した個所がないことを言うまでもない」と記されていた。

私が帰国する七一年三月には改革派は完全に根こそぎにされていて、ドプチェク氏はスロバキアの営林署の職員になっていた。

私は帰国後、『中央公論』七二年新年特大号付録「国際政治十年史」の「XII チェコ事件」の記事末尾に「ソ連は、チェコ事件で『ソ連帝国』の維持に一応成功したかに見える。しかし巨視的に見れば、やはりこの『帝国』のおそらくはきわめて長い崩壊過程の始まりを告げたものといえるのではないだろうか」と書いた。結局この「きわめ

て長い崩壊過程」が終わりを告げるには、八九年米ソ両国の冷戦終結宣言まで二十一年余りを要した。チェコスロバキアでは、ベルリンの壁崩壊後の同年十二月、「プラハの春」の生き残りや変革を求める新しい世代が市民革命で旧体制を葬り去った。ドプチェク氏は連邦議会議長に選出された。

翌九〇年五月十三日、ドプチェク氏がワシントンのアメリカン大学の卒業式に招かれて演説した。当時ワシントン支局長だった私はこの演説を聞く機会に恵まれた。身近に「プラハの春」の挫折と冷戦の冷酷さを体験した身として、いわば冷戦を克服した勝利者として新政権に返り咲いたドプチェク氏の姿に再び接しようとは――。

ドプチェク氏はこの演説で「子供たちと将来の世界」のために「倫理と寛容の基準に支配されたより完全な、より人間的な世界」を求めた。体制が変わっても「人間の顔」にこだわる姿はかつてと少しも変わらなかった。ドプチェク氏はそんな世界を見ることなく、この二年余り後に交通事故で亡くなった。

イラン革命の将来像に迷う

テルアビブ支局から出張取材したイラン革命の展開も、流砂の流れのように大団円に突き進んでいくように見えた。七八年十二月五日、テヘラン入りすると、連日のように反国王のデモが行われていて、夜は屋根上から「アラーフ・アクバル（神は偉大なり）」の声が鳴り響いていた。デモは特に若者たちが中心となり、スーク（市場）の商

人たちがまでもが抗議の意思表示として店を閉ざしていた。軍も積極的に取り締まりに介入する姿勢を見せなかったから、パーレビ王朝の落日は容易に想像できた。

翌七九年一月十六日、パーレビ国王は軍用機で国外に脱出、入れ替わるようにパリに亡命していたホメイニ師が二月一日、民衆の大歓呼に迎えられて帰国した。国王が出国に先立ち首相に任命したバクチアル首相は十一日に辞任、革命は成就した。私がテヘラン入りしてからテルアビブに帰任するまで三カ月にも満たなかった。

私は革命の成功は間違いないと予測したが、率直に言って、イラン革命の今日に至る将来像は予想できなかった。むしろ、ある種の政教分離の下で民主政治の方向に向かうのではないかと考えていた。

しかし、今年六月の大統領選挙は、アハマディネジャド現大統領派の集計操作疑惑に端を発し、一時はかつての反国王に匹敵する大規模な反政府デモに発展した。対立候補の穏健派ムサビ元首相も現体制とは妥協せず、抵抗運動を続ける構えだ。イラン革命が第二段階として民主主義革命へと転化するかどうか、今の私の関心の焦点である。

「マルコス当選」を信じた全国紙

外信部デスク時代に東京からマニラ支局の応援として出張して取材したピープルパワー革命は八六年二月十一日から帰国するまでわずか十八日間のうちには決着が付いた。二十年にもわたって独裁

体制を敷いたマルコス大統領は、国会での与党単独でのお手盛り「当選宣言」(十五日)から十日後の二十五日には米軍ヘリでマラカニアン宮殿からクラーク米軍基地に脱出、翌日ハワイに亡命した。こうして、一介の主婦でありながら、二年半前に暗殺された夫ベニグノ・アキノ上院議員の遺志を継ぐように立候補したコラソン・アキノ氏が大統領に就任した。

私はマルコス大統領の一方的な「当選宣言」に崩壊のドラマの序章を読み取った。マルコス大統領の「当選」をまるで疑わずに紙面を作った全国紙が続々と応援要員を引き揚げる中で、私は状況を説明して出張期間を延長してもらい、逆に応援要員の増員を要請した。

「当選宣言」から一週間後の二十二日、エンリレ国防相とラモス参謀総長がマルコス大統領に反旗を翻し、軍の基地に立てこもった。支局内では、「やったー」と歓声が上がった。マルコス政権の崩壊が始まったことは明らかだった。

あれから四半世紀近く、アキノ元大統領は八月一日に死去した。同大統領は六年間の任期切れを前にして九一年十二月、駐留米軍に撤退するよう通告、米軍は九二年十一月までに撤退、クラーク、スービック両基地も返還された。当時ワシントンに駐在していたが、「基地の返還は米国に打撃ではないか」との私の質問に、ある米政府当局者は「日本に基地があるから問題ない」と言い切った。

定年後までかかった証言の決着

私が体験した出来事の幾つかはその時点では、完結を待つ未完の物語で終わっていた。チェコ事件しかり、イラン革命しかり、中東問題しかり。しかし私が七四年十月、米議会の公聴会の記録の中にたまたま見つけた「ラロック証言」は、どうやら民主党を主体とする新政権で結末が付けられそうである。

「……私の経験によれば、核兵器を積み込める艦船はいずれも核兵器を積み込んでいる。これらの艦船は日本やその他の国々の港に入るに当たって、核兵器を降ろすことはない」

実際に核兵器を積んだまま入港している、と自らの体験に基づいてラロック元海軍少将がこう証言しているのに、日本政府はこれまで、米側から核の持ち込みについて事前協議の申し入れがないことを根拠に、これを真つ向から否定してきた。

しかし、今年の夏、村田良平元外務次官が核兵器を搭載する米艦船の日本への寄港と領海通過には事前協議は必要としないとの密約があったことを認めた上で、この密約は歴代次官が引き継ぎ、外相にも伝達したことを明らかにした。これを受けて新政権の岡田外相は、密約解明のため外務省に調査チームを立ち上げた。

日本政府の意図に反してラロック証言が暴いた真実を日本政府が認めるまでに、私自身の定年後一年後までかかることは、証言を報道した当時の若い現役時代には思いも及ばなかったことである。



少なかった市民レベルの視点

米調査機関、景気後退報道を分析

米国では九月十五日、バーナンキ米連邦準備制度理事会（FRB）議長が「景気後退が終わった公算が大きい」として、これまでの「底入れしつつある」との慎重な判断を脱する発言に踏み切り、米経済の回復に期待を持たせる状況が生まれている。

非営利調査機関ピュー・リサーチセンターが手掛けている「ジャーナリズム向上のためのプロジェクト」（PEJ）の「世界大景気後退はどのように伝えられたか」では、このほどオバマ新政権下でのメディアの報道傾向についての調査結果を公表した。

景気後退報道は、①トップダウン型である②オバマ政権と大企業からの視点でとらえられている③研究機関などに属する人々の意見や考え方が日常的な国民の声の取り上げを上回る——傾向があった。大景気後退の直接の影響を受けている一般市民に対し、メディア報道は、これを第一として扱っていないと指摘されている。

PEJでは、経済関係報道について二〇〇八年二月一日から八月三十一日までの間、新聞、テレビ、ラジオ、ケーブル、インターネットで報道さ

れた九千九百五十の記事に関する基本的な記事表現を分析している。さらに、〇八年二月一日から七月三日までの間の記事については、本体記事、速報、イベント関連記事がどのような情報ソースを基にしていたかについても調査している。

三つのテーマが中心で、①銀行業界の再生と政府の対応（15%）②景気刺激政策（14%）、それに③自動車ビッグスリーの経営危機と工場閉鎖（9%）で四割近くを占めた。一方、失業率の増加（6%）や住宅ローン関連の住宅問題（6%）など、国民に直結する出来事への注目は低い。また生活に直結する一般市民への影響に関する項目（小売業売り上げの低迷、医療・教育、預金金利、食料品価格など）への注目は全体で5%である。

PEJでは景気後退報道を促す要因について内容を精査した結果、およそ半数（49%）の記事が政府による政策への言及と実行に基づいていた。

内訳はホワイトハウス関係18%、関連省庁関係14%、議会関係9%、州や地方自治体関係6%などで、ホワイトハウスと財務省を軸とした報道が展開される傾向が強く見られた。

第二の要因はメディア自身の取り組みである。23%がメディア独自の視点となっており、主に調査報道によるものである。これに続くのが大手企業、または企業責任者によるものを起点とするもので、全体の21%を占めた。

全般的な傾向として、景気後退報道は「オバマ中心報道」と言うこともできる。共和党からの政

権交代を実現したオバマ民主党政権は、アメリカ国民に独自の経済政策をアピールするため、そして野党となった共和党を押し込め込むためにメディアの関心を引こうとした。そのことがメディア報道傾向にも影響したと言える。かくして景気後退報道は、若きオバマ大統領の力量を試す流れに乗じたものとなってしまった。

調査では、景気後退報道が積極的か、または発生待ち対応的だったかについても検証している。結果は全体の二割程度がメディアの積極的報道で、残り大統領や政府のアクション待ちだった。

メディアがどの程度力を入れて報道したかについてだが、「大ネタ」と呼ばれる国の方向性を決定付ける出来事では調査報道を交えた掘り下げた取り組みが薄く、小規模ネタに対しては積極的な傾向が見られた。例えば金融業界の再生にかかわるものでは全体の14%、景気刺激策関連では15%でしか独自報道による記事が生まれておらず、大ネタの大部分をホワイトハウス、関係省庁、企業関係者、専門家をソースとして報道する傾向が強かった。

また景気後退報道の発信地については、金融、経済の中心であるニューヨーク、政治・政策の基点となるワシントンが多数を占めていることも特徴だった。アメリカ国民の生活状況、そして地方の視点からの報道が欠如していたことを今回のPEJ調査結果は改めて確認させてくれた。

（金山 勉）立命館大学教授

欧州の公共放送 目指す「ユーロニュース」

TVジャーナリズムに新たな動き④

鈴木 弘 貴

(十文字学園女子大学准教授)

前回までに、現時点でグローバルジャーナリズムを代表すると思われる、CNNインターナショナルとBBCワールドニュースの現状を紹介してきた。今回からは、これら二局と比べるとややターゲットオーディエンス(対象としている視聴者)を地域的に絞っていると思われる放送局の中から、特色のある放送局を紹介していきたい。

背景にEC統合の動き

最初はユーロニュース(Euronews)である。ユーロニュースは、一九九二年にフランス・リオンに設立され、翌九三年一月から営業放送を開始したニュース専門の衛星放送会社である。その目的は「ヨーロッパの視聴者に、彼らのパースペクティブと共通の関心を反映したニュースチャンネルを提供すること」であり、既に八五年からヨーロッパでの放送を開始していた米資本のCNNインターナショナル(CNNI)に対する「ヨーロッパからの回答」(『Europan』九二年六月二十八日付)と位置付けられている。ヨーロッパを代表するグローバルジャーナリズムである。ユーロニュースは、後述するが「ヨーロッパの公共放送」という側面があり、その誕生の背景に

は、EU(欧州連合)統合の動きが密接に関連している。現在、各国で批准手続き中のリスボン条約で、より方向性が鮮明になってきているが、EUおよびその前身のEC(欧州共同体)が最終的に目指してきたものは、単なる経済統合ではなく、アメリカ合衆国並みの政治的なまとまりとしての「ヨーロッパ」である。こうした方向性の中で、メディアを利用して、「ヨーロッパ人」としての凝集性を高めようという構想は、実は八〇年代からあったが、「ヨーロッパのニュース」に対する需要が果たしてあるのかという点で二の足を踏んでいた。

CNNI進出に危機感

こうした中、八〇年に米国アトランタで二十四時間のニュース専門ケーブル局としてスタートしたCNNが、八五年に衛星を用いてそのグローバルチャンネルであるCNNインターナショナル(CNNI)を設立、ヨーロッパでも放送を開始した。ヨーロッパでの開始当初はアメリカのビジネス客が多く滞在するホテルなどを主な顧客とするなど、視聴者層は極めて限定されていたが、九〇年の湾岸戦争を契機にヨーロッパ各国のケーブ

ルテレビ会社がCNNIを一般家庭向けに提供を始めたため、視聴者層が急激に拡大した。

ヨーロッパ規模の放送空間がCNNIというアメリカ民間資本に独占され始めたことに危機感を覚えたEBU(ヨーロッパ放送連盟)および加盟各国公共放送機関は、ECおよびヨーロッパ議会の支持を得て、九二年、フランス・リオンにユーロニュースを設立したのである。

設立メンバーは、EBU加盟三十九公共放送機関(当時)のうち、十カ国十一局であった。この中で運営・財政負担の中心になったのはフランス、スペイン、イタリアの各公共放送局と、設立後間もなく参加したスイスのSSR—SRGである。

九三年から放送を開始したユーロニュースであったが、視聴者の獲得は必ずしも順調ではなかった。このため、運営経費の一部として計画していた広告収入が伸び悩み、参加公共放送機関およびECなど関係協力機関の財政負担が増大する事態が恒常化した。こうした状況を打開するため、民間資本を導入して経営に活力を与える構想が持ち上がり、一時、フランスのジェネラル・オクシデンタル(同国電信電話会社アルカテルの子会社)、およびイギリスの民間テレビニュース番組制作会社であるITNが資本参加したが、いずれも撤退。現在は二十カ国の公共放送を中心にした株主団が共同出資をしているが、この中にはロシアやエジプトなどの非EU諸国も入っている。

ユーロニュースの特色

① 多言語放送

設立当初から英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語の五カ国で、同一映像を使用した多言語放送を行ってきた。現在では、これにポルトガル語、ロシア語、アラビア語が加わり、八カ国語放送となっている。

ユーロニュースのほかに現時点でヨーロッパ全域に同一ニュースを提供しているニュース専門放送局としてはCNNI、BBC World、CNBCおよびSKY Newsなどがあるが、これらは基本的には英語のみによって番組が作られている。これに対し、ユーロニュースは、八言語を音声用のサブ回線に乗せて同時放送しており、視聴者は自分の好きな言語を選択することができ、番組によって異なる。ただし、ケーブル会社を経由してユーロニュースを視聴している場合は、再送信元のケーブル会社を選択した言語でしか音声を得られない場合もある。

多言語といっても、例えば日本でも時間帯によってCNNIやBBC Worldが現在行っているような、メインのテキストを翻訳してポイスオーバーしているわけではない。翻訳によるボイスオーバーは本放送に先立つ実験の際、不自然な感じがするとして視聴者に不評であったことを踏まえ、ユーロニュースでは、あるニュース映像に対しメインのテキストを作り、それを翻訳して多言語化するという作業は行っていない。代わり

にニュース制作の現場では、エディターがニュースとして選択した映像に対し、言語別のニュースライター（翻訳家ではなく、ジャーナリスト）を集めてそのニュースに付けるストーリーの方向付けを打ち合わせ、後は各言語のニュースライターが映像に合わせてそれぞれの言語と文脈でニュース記事を作成するという方法を取っている。

これは同じヨーロッパ言語といえども、各言語ごとに言い回しやテンポが異なり、また各言語別の視聴者がそれぞれ微妙に異なる文化的背景を持っているため、取り扱うニュースによってはある言語の視聴者には特別の背景説明が必要になることがあるからである。つまり、ニュースの大意を保ちながら、言語別の視聴者ごとにより受け入れやすい表現方法を採用することにより、どの言語を選択してユーロニュースを視聴しても、「外国の放送局のニュースの翻訳版ではなく、自国で編集されたニュース」という感じを視聴者に与えることを狙っているのである。

② プレゼンター不在の番組フォーマット

多言語放送と関連の深い二つ目の特色として、番組の独特のフォーマットがある。現在、ユーロニュースは三十分を一つの番組単位とし、一日二十四時間放送を行っている。一番組内の構成は曜日・時間によって若干異なるが、最初の十分ぐらいがきょう一日のメインニュース、中盤にはマガジンプログラムと呼ばれる特集ニュース番組が入り、終盤にスポーツニュース、文化・芸能ニュー

スという形が基本で、これが三十分ごとに繰り返される編成となっている。この中で第一に特徴的なのは、このどのプログラムにおいても番組の進行役を務めるプレゼンター・キャスターがいない点である。つまり、あるニュースに関連する映像（記者会見、事件事故の現場など）と共にそれを解説する音声の流れ、一つのニュースが終わるとまた別の映像・音声が流れるというフォーマットになっている。

これはプレゼンターを採用した場合、当然であるがプレゼンターが一度に話せる言語は一種類となり、他の言語はプレゼンターの生の声ではなく、吹き替えになるため、言語間の公平性を欠く可能性がある点を恐れるためである。つまり、例えば英語が母国語のプレゼンターを起用した場合、ユーロニュースのメイン言語が英語であるかのような印象を視聴者に与えかねず、これが他の言語を母国語とする視聴者の反発を買う可能性があるからである。

同様の理由で、他局のニュース番組では多用されている、記者がマイクを持つてのレポート形式や、ライブによる現場からの記者による中継なども非常に少ない。こうした、ある意味では多言語放送を採用するために不可避な番組のインタフェースのために、視聴者がユーロニュースに対してとつつきにくい印象を持っているのも事実であり、このことがユーロニュースの視聴率がもうひとつ伸び悩んでいることの原因の一つであると考

えられている。

③ 取材記者を持たない編集体制

第三に番組の編集上で特徴的なことは、ストリートニュースに関してはすべての映像を他局・機関に頼っているという点である。現時点ではユーロニュースのニュース映像の供給源は、Eurovision Exchange（各国の公共放送機関を中心としたEBU加盟五十六カ国・七十五放送局によるニュース映像の交換システム）と、APTN、Reuters TVの二大国際テレビニュース配給機関、さらに出資者である二十放送機関であり、デリーのニュースをカバーする自前の取材スタッフ（ジャーナリスト・カメラクルー）を擁していない。

前述のように、ニュース番組に使用する映像に対応するナレーションはユーロニュース内で作成されており、その点でニュースの視点の一貫性は確保されているものの、例えばヨーロッパ各国の代表が集まる国際会議の映像などでは、映像制作国の代表がクローズアップされやすいなどの映像上のナショナルバイアスがあるため、こうした映像を寄せ集めて作られているユーロニュースのニュースフォーマットは、ユーロプディング（欧州の寄せ集め）などとやゆされる、やや一貫性を欠いたパッチワーク的な印象を持たれやすいものとなっている。ただし、特集番組に関しては、ユーロニュースのスタッフジャーナリスト・カメラクルーにより制作されているものもある。

④ 価値判断的コメントの徹底排除

もう一つの編集上の特徴は、ストリートニュース、特集ニュースを問わず、一切の価値判断的コメントを排している点である。この方針を徹底しているのが、「NO COMMENT」と題するニュースプログラムで、背景音以外、一切の説明なく、ニュース映像が流れるという、設立以来の人気番組である。こうした方針は、アンカーマンなどのプレゼンターや、スタジオにゲストを招いてのコメントーターなどの起用などがないといった構成上の理由からくるだけではなく、ユーロニュースのニュース報道の方針そのものが「特定のナショナルな視点やバイアスの無い情報の提供」(Ruis Rivas 編集局長)にあるためである。

このため、ユーロニュースは他局に比して専門家のコメントを引用する部分も極めて少ない。この価値判断的コメントの徹底的な排除は、文化的中立性を担保する多言語放送と相まって、ユーロニュースの報道の超国家的 (supranational) な性格を反映した編集方針となっている。

⑤ 「EUの公共放送」としての位置付け

設立の経緯のところで紹介したように、ユーロニュースは、プッシュ・プル理論で言えば、プッシュ的な側面、つまり需要があつてつくられたというよりは、EUという供給サイドの思惑が先行して設立された側面が強い。現在でもユーロニュースは間接的にEUより財政的な支援およびレビューを受けており、EUに関連するニュースをあ

る程度取り上げることが義務付けられている。ここで求められているのは、「真のヨーロッパ統合は、一つの汎ヨーロッパの情報源によってのみ促進され得る」との基本認識の下、ヨーロッパ的視点によって一貫された情報空間を生み出し、ヨーロッパの人々に提供することである。この「ヨーロッパ的視点」とは具体的には、ヨーロッパ域外のニュースについては「ヨーロッパ全体の利益とどうかかわるのか」という視点であり、ヨーロッパ域内のニュースについては「ヨーロッパ全体にとって、何が最善策なのか」という視点のことである。

もちろん、EUは編集内容にまでは口を出してはいないが、当然、ユーロニュースのEUおよびヨーロッパ統合に対する基本姿勢が「親ヨーロッパ化」であることは周知の事実となっている。つまり、ユーロニュースにおける「報道の中立性」とは、親ヨーロッパ化の枠組みの中においてである点に注意をする必要がある。

以上、今回はユーロニュースについて検討をしてきたが、ある意味、ヨーロッパ統合の手段の一つともいえるユーロニュースが、今後ヨーロッパの共通ニュースを提供する放送局としてヨーロッパ市民の支持を得ていくのか否かは、「多様性の中の統一」を目指すヨーロッパ統合の社会的・文化的側面の展開を見る上で一つの指標となり得るのである。その点で、今後の成否が注目される放送局といえよう。

頭部をすげ替えられた観音立像

マスメディア関連の裁判を見る (44)

(平成一九年(ワ)第二三八八三号)
著作権侵害差止等請求事件

佐藤 英雄

「江戸名所図絵」にもある駒込大観音は、終戦の年の五月、東京大空襲で焼失したが、再建した十一面観音菩薩立像の仏頭部が、寺院側の希望で差し替えられていた。同立像の共同制作者を名乗る原告が、寺院側に著作者人格権の同一性保持権侵害で原状回復などを求めて提訴、東京地裁(大鷹一郎裁判長)は平成二十一年五月二十八日、仏頭部を元に戻すように命じる判決を言い渡したが、六百万円の損害賠償と謝罪広告は認めなかった。

すげ替えの事実秘匿して展示

原告は茨城県取手市の現代彫刻家兼仏師のAさん。被告は東京都文京区にある浄土宗の光源寺と、千葉県佐倉市在住の仏師Cさん。

戦災で焼失した光源寺の旧大観音像は、元禄十年の作で、奈良県長谷寺の本尊である長谷寺式十一面観音像の様式・特徴を備えていた。

この再建が悲願だった先代の住職は昭和六十二

年の初めごろ、江戸時代から続く仏師で、当時東京都中野区の自宅に工房を構える原告の実家に同観音立像を発注、これを受けて原告の長兄Eさんが中心になって制作した。

立像は木造の漆塗り金箔張り(金箔張りが中心)で、台や光背を入れて高さ約六メートル、頭部に十一面体の化仏、右手に錫杖、左手に蓮華(ハスの花)を持つ旧像と同じ十一面観音菩薩。平成元年ごろほぼ完成したが、観音堂の建立を待つ平成五年五月十八日、開眼落慶法要を営んだ。

その観音像の躯体内部など二カ所には、大仏師、監修者として原告の父Dさん(受注翌年の七月に死去)、制作者として長男Eさん(平成十一年九月死去)と次男Fさん(同十年仏師廃業)、三男の原告、弟子Cさん(被告)ら計五人の雅号が墨書されている。

先代住職は開眼法要を執り行った翌年十二月に死去して、副住職のBさんが昇格、寺院の代表役に就任した。新任職は観音堂に安置された観音

立像は表情が厳しく違和感があるとして、Cさんに仏頭部の制作を依頼、同十八年ごろ、すげ替えて展示した。新任職とCさんとの間で、この事実を秘匿することにし、原告や信者に知らせることはしなかった。

原告は父子四人の共同著作物を主張

(一) 原告によると、観音像全体の構想と設計は、原告と父、それに二人の兄の計四人が協議して決定した。頭部の荒彫りは、父と長兄、その小造り(荒いノミ目を整える工程)は長兄、化仏の小造りと仕上げは原告が行った。躯体部の荒彫りと小造りは長兄、腕部、光背と台座の荒彫りと小造りは長兄と原告が中心で行った。小造り作業完了後の仕上げは原告が中心で、漆塗り・金箔張り作業完了後の開眼作業は原告が行った。

従って、この観音像は、父と兄二人、原告の四人を著作者とする共同著作物である。特に原告は、長兄が病に倒れた後の全体の仕上げ作業を中心となって行い、この観音像の木彫作業を完成へと導いており、本件観音像の制作に創作的に関与したものである。

他方、C被告は制作当時、長兄に雇用され、その制作助手として専ら長兄が担当する作業を具体的な指示、監督の下で補佐していたにすぎず、本件原観音像の制作に創作的に関与したものでないと主張した。

(二) これに対し被告らは、Eと被告Cが昭和六

十二年から作業を始め、平成元年九月に木彫作業をすべて終了し、漆塗り・金箔張り作業を残すのみとなった。従って、本件原観音像を制作したのは両名である。

平成元年五月ごろ、Eが脳梗塞を発症して突然倒れ、約一カ月間入院して制作がストップした。退院後に後遺症はほとんど無かったが、体力の低下が著しかったため、Cの作業を見守り、同年九月には木彫作業がすべて終了した。Cはこれを機に独立した。病弱なFは自室にこもることが多く、観音像の制作に全く関与していない。

仮に原告がCの独立後に何らかの仕上げ作業を行っていたとしても、その作業は最終工程での確認程度であり、創作的な関与といえるものではないから、原告は共同著作作者ではないと反論した。

開眼法要後の仏像は信仰の対象

(一) 原告は、平成十五年ごろ、光源寺住職のBから、観音像の顔の表情が厳しいので、仏頭部をすげ替えたいが、了承してもらえないかなどと申し入れを受けた。しかし、本件のように開眼法要を済ませた仏像は、単なる彫刻ではなく、信仰の対象である仏様になるものであり、保存修復のために最小限必要な場合を除けば、たとえ、その制作者であつてもその仏像に手を加えることが許されなくなることは、仏教関係者あるいは仏像彫刻に携わる者にとって常識であることなどから、即座にこの申し入れを断った。

被告らは、原告に、すげ替えを了承する意思がないことを承知しながらあえてこれを実施し、原告が有する同一性保持権を故意に侵害したと主張した。

(二) 一方、被告光源寺は、観音像の高さに比べ、観音堂は奥行きが小さかったため、祭られた像を拝むためには急角度で見上げる必要があり、見上げる拝観者の眼差しと観音像のまなざしとが合わないようになつた。そこで、Eは急きよ、下を向くように、強引に眼球面を彫刻したため、上まぶたが仏像の慈悲の表現を表す「半眼」にならず、しかも、下から見上げると、驚いたように、またはにらみ付けるように目を見開いた表情になつてしまつた。

そのため、一般に公開されてから、信者や拝観者から「違和感を覚える」という苦情や、檀家総代から「お参りするののためらつてしまう。何とかならないか」という要望が多く寄せられるようになった。被告らが仏頭部をすげ替えたのは、ひとえに信者や近隣住民の信仰心を尊重したからであり、それ以外の理由はない。

また、原告は、本件観音像の共同著作作者ではないから、著作人格権を有していない。従って、原告が同権利を前提とする原告の請求は、いずれも理由がないと反論した。

原告に創作的な関与は認められない

裁判所は、観音像の作者はE、原告はその遺族

で、原状回復を請求する権利があると判断したが、その要旨は次の通り。

(一) 開眼法要の際に、先代住職のスピーチを録音したビデオテープが残されているが、その内容から、像の制作はE。原告は「台座、光背等」についての「ご協力を得た者」の一人として認識している。また、制作中たびたび訪れた先代住職の写真にAらの姿はなく、全証拠によつても、原告が本件原観音像の制作に創作的に関与したことを認めるに足りない。従って、本件観音像にあるAの墨書から、原告が著作権法一四条による著作者と推定することはできない。原告が本件観音像の共同著作作者であるとは認められないし、著作人格権および著作権を有するものとはいえないから、これを有することを前提とする原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

(二) 本件観音像は、木彫十一面観音菩薩立像であつて、十一体の化仏が付された仏頭部が、著作作者であるEの思想または感情を本件観音像に表現する上で重要な部分であることは明らかである。

そうすると、本件原観音像の仏頭部のすげ替えは、本件原観音像の重要な部分の改変に当たるのであつて、Eの意に反するものと認められるから、被告光源寺による上記仏頭部のすげ替え行為は、Eが存しているとしたならば、その著作人格権(同一性保持権)の侵害となるべき行為に該当すると認めるのが相当である。

(三) 昭和六十三年八月の一週間、化仏が付けられた仏頭部が、日本橋三越百貨店で開催された第三十五回仏教美術彫刻展に出展されているが、仏師であるEが自ら制作した作品の出来について満足せず、あるいはこれを造り直すつもりでいたとすれば、同彫刻展に出展することを差し控えるのが自然であること。開眼法要の際に、本人が「一生懸命やった。出来映えはまあまあというところだと思う」とあいさつしていることから、被告光源寺による仏頭部のすげ替え行為がEの「意を害しないと認められる場合」に当たるとする主張は、採用することができない。

仏頭部は著作物として重要な部分

(四) 光源寺の檀家の証人や、先代住職からは、観音像の表情やまなざしについて不満めいた話を一切聞いたことはなく、檀家や近隣住民、一般参拝者から本件観音像の表情に対する不満や否定的な意見を聞いたことはない旨の供述部分があること、すげ替えを決定した際に、檀家や近隣住民に相談したり、意見を求めたりしたことはないこと。また、すげ替え前の仏頭部と、すげ替え後の仏頭部は、信仰の対象という観点から、優劣を評価することは困難であり、すげ替え前の表情等が信仰の対象として、ふさわしくないと断定することはできない。

従って、被告らによる仏頭部のすげ替え行為が「やむを得ないと認められる改変」(著作権法二〇

条一項四号)に該当するとの光源寺の主張は採用することができない。

(五) 観音像は美術の著作物の原作品であり、一体の化仏が付された仏頭部は、著作者であるEの思想または感情を表現する上で重要な部分で、そのすげ替えは、Eが生存しているとしたならば、その著作者人格権(同一性保持権)の侵害となるべき行為を行ったものであり、被告光源寺には故意または過失がある。すげ替え後の観音像は、参拝者等の公衆の観覧に供されて、Eの意に反すること、取り外した仏頭部は、被告らによってその原形のままの状態で保管されており、これをすげ替え前の状態に戻すことは可能であることを総合すれば、原状回復は実現可能性があると認められるとした上、「原告の請求は、Eの遺族として本件観音像について、制作当時の仏頭部に現状回復することを求める限度に理由がある」とした。

死者の名誉回復措置の請求は二親等以内

【後書き】 仏像の首をすげ替えるとは、仰天である。同一性保持権侵害は、ゲームソフトのストーリーを改変した「ときめきメモリアル事件」(平成十三年二月十三日最高裁判決、判例時報一七四〇号所載)など、話題になる事例が多いが、美術(彫刻)の著作物の改変例は珍しい。幸い、原状回復が可能というが、美術の著作物の改変は、回復不能など、文化的遺産が失われる恐れが

あるだけに、「法に違反するとは知らなかった」では済まされない。

著作者人格権は一身専属の権利で、著作者の死亡により消滅する。そうすると、著作者の名誉・声望を害する行為があっても防止できない。そこで著作権法六〇条は、「…著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存していたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」と定めている。

この行為を回復する「適当な措置の請求」は、「死亡した著作者の配偶者、子、父母、孫、祖母、又は兄弟姉妹が(この順序で)請求できる」(同一一六条)としている。仏頭すげ替え事件は、裁判所で著作者を原告の長兄としたが、配偶者、両親は他界し、子どももいない。著作者が遺言で他に指定した者がいない限り、原告が請求権者になる。

この権利侵害は、前記の名誉回復措置のほか、「侵害の停止、又は予防を請求できる」(同一一二条)差し止め請求権があるが、著作権法では損害賠償請求権は認められていない。もともと、民法の不法行為で損害賠償が認められたものは、過去に例がある。著作者死亡の場合、謝罪広告による名誉回復措置は難しい。

なお、法六〇条の著作者人格権侵害行為には、刑事罰(罰金五百万円以下)もある。著作権法では数少ない非親告罪の一つである。

(朝日新聞社社友)

メディア談話室

開かれた会見とメディア

藤田博司

鳩山民主党政権が誕生してほぼ一カ月、外交でも内政でも次々に新機軸が打ち出されて、新政権の頑張りが感じられる。それぞれが成功するかどうかは別として、難問に前向きに取り組もうとする姿勢には好感が持てる。

政治とメディアのかかわり方にも変化が生じている。発足早々、首相官邸はじめ各主要省庁の記者会見をこれまでより開かれたものにしよとの動きが政権側から出てきている。しかしこれに対するメディアの対応が何ともまだるっこしい。一向に前向きに取り組もうとする意気込みが感じられないからである。

外務省は全面開放

民主党は先の総選挙で圧倒的な勝利を収める前から、鳩山代表や小沢前代表が、政権交代を実現すればメディアとの関係をオープンにする意向を明らかにしていた。そして政権発足後、あちこちの取材現場で新しい動きが始まった。

外務省では就任直後の岡田外相が大臣の記者会見を、これまで出席を認められなかったフリーラ

ンスや雑誌、ネットの記者にも開放することを宣言、実施に移した。首相官邸や他の省庁でも、それぞれの担当閣僚らが同じように会見をオープンにする意向を表明した。

外務省の場合、ホームページで会見に参加希望者の申請を受け付け、一定の条件を満たすジャーナリストに出席を認めている。出席者は従来の記者クラブのメンバーと同じように質問することもできる。事実上、全面的な開放が実現した。

しかし他の省庁では、必ずしもスムーズにことは運んでいない。首相官邸では、記者クラブのメンバー以外に限られた数の雑誌記者や外国メディアの記者らが出席を認められることにはなつたが、全面開放されてはいない。しかも出席を認められた記者はあくまでオブザーバーで、質問はさせてもらえないという。

金融庁では役所側が「外務省方式」の導入を提案したが、記者クラブがこれを拒否、そのため亀井金融担当相は記者クラブ対象の会見とは別に、フリーランスや雑誌の記者らを集めた会見の場を設けたという(『朝日新聞』十月七日)。民主党側

のせっかくの意気込みも、メディア側の消極的な対応で何とも中途半端な形の開放にとどまっている。

定まらない姿勢

どうしてこんなことになっているのか。原因は取材現場でメディア側の姿勢が定まらないためらしい。金融庁のクラブでは「オープン化はやむを得ない」という社から「現行通りで良い」という社まで意見が分かれたという。他の省庁のクラブでもおおむね同じような受け止め方のようなだ。

前記『朝日』の記事によると、大臣会見の開放について在京各社の「見解」はおおむね二つに分かれている。一つは「原則オープンに」というグループ(『朝日』、『日経』、『東京』、『共同通信』、『テレビ東京』)、もう一つは「各記者クラブの判断を尊重したい」「各社の論議を踏まえて対応を検討する」などのグループ(『毎日』、『産経』、『NHK』、『TBS』、『NTV』)である。

前者は、会見を開放することに反対はしないが、かといって積極的に推進しようというほどの意思も読み取れない。後者は現状維持の立場だが、要するに会見開放に反対の立場を遠回しに言っているにすぎない。「理想論だけで結論を出せる問題ではない」(時事通信)というのも同類だろう。

「報道の実績があり、報道倫理を共有していることを(会見出席の)前提とすべきだ」(『読売』)

との主張もある。「報道の実績」はともかく、「報道倫理を共有している」かどうかをいったい誰に判断させようというのだろう。それとも、フリーランスや雑誌、ネットの記者たちの仕事に報道倫理に欠けたところがあるとしても考えてのことだろうか。この主張にもむろん、取材現場をこれまでより開かれたものにしてしようという前向きな姿勢は感じられない。

既得権益失う恐れ

こうした印象が間違っていなければ、メディアは民主党の打ち出したオープンなメディアとの関係構築に、おおむね否定的としか思えない。外務省や金融庁で実現したことは、政権側が積極的に進めた結果であって、メディアの意思によるものかどうか、非常に疑わしい。この問題に対するメディアとしての取り組みが、本当にそんなことではないのだろうか。

「報道倫理」を問題にする立場は別として、記者クラブの「判断」や各社の「論議」などを理由に現状維持を主張する立場は、実は会見開放に反対する理由について何ら「見解」を述べてはいない。明らかなのは、他社の出方を見て態度を決めようという様子見の姿勢である。でなければ、反対する本当の理由を隠して様子見を装っているのかもしれない。が、どちらにしてもメディアの姿勢としては褒められたものではない。

隠された反対理由があるとするれば、会見を開か

れたものにすることによって、これまで享受してきた既得権益が失われることを恐れているためではないか。フリーランスや雑誌の記者らが会見で自由に取材できるようになると、これまでの取材現場の「秩序」が乱され、一段と厳しい競争にさらされることになる。そのときは取材現場そのものが大きく変わることも予想される。

そうした事態は避けたい、というのが現状維持を主張する立場の本音だろう。そしてもう一つその背後に、ここで譲れば次は記者クラブそのものの存在が問題にされるとの危機感もあるように思われる。

記者会見を広く開放すれば、次に当然、記者クラブの在り方が問われることになるのは避けられない。しかしいまメディアにとつて必要なことは、何が何でも記者クラブの存続を図ることではなく、もつと広い視野でニュース報道の在り方を見直してみることはないだろうか。

逆戻りの危険も

記者クラブの閉鎖性が内外から批判され始めて久しい。この間、メディア側で徐々に改善の努力が続けられてきたが、はかばかしい前進は見られなかった。閉鎖的なところは以前とほとんど変わらないし、その弊害も取り除かれてはいない。記者クラブ制度は政治の五五年体制の下で、政治とメディアが相互依存の関係を安定的に続けるための便利な装置になってきたことは否めない。

民主党新政権は、そんな政治とメディアの関係を改めようと、政治の側から言いだしてきたのである。メディアとしては、率先して新しい関係の構築を政治の側に呼び掛ける好機であった。なのにメディアは、政治の側からの働き掛けを受けて立つこともできず、かといって別の意思表示もできずに立ちすくんでいるように見える。

いま変革の機会を逃すと、今後何年も旧態依然の政治報道が続くことになりかねない。開かれた政治を標ぼうしている民主党も、権力の座に就けば権力を持つものの立場からメディアを操ることを考える。行き着く先は五五年体制の下での政治とメディアの関係に逆戻り、ということもあり得る。外務省と金融庁を除いて、他の省庁の大臣会見が従来とそれほど変わらないところで迷走している現状は、その危険を多分に示唆している。

それはメディア自身が招いている危険にはかならない。政権側からの呼び掛けを拒み、自らは動くこともできないメディアは、変革の時代に変革の意味も方向も見いだせない前世紀の遺物のような感じさえ受ける。メディアはもつと前向きに、自分たちの足元を検証し直してみるべきだろう。

新聞週間にちなんで『読売』が行った世論調査では、「新聞報道を信頼できる」と答えた人が85%に上ったという(十月十五日)。この数字を額面通り受け止めていいのかどうか、新政権と取材現場のやりとりを見ていると、少なからず疑問と不安が頭をもたげってくる。(共同通信社社友)

プレスウォッチング

「八ツ場ダム」工事中止の衝撃

無駄な公共事業ストップ！

新政権がスタートしてから「百日が勝負」といわれるが、九月十六日発足した鳩山由紀夫民主党の政権の滑り出しはどうだろうか。首相就任早々の国連総会演説「CO₂25%削減提案」が反響を呼び、オバマ米大統領との初首脳会談に続き、韓国・中国を訪問するなど、外交デビューは上々と言えよう。国内政治では、公共事業の抜本的見直しや公務員制度改革、景気対策、医療・年金改革など懸案は山積みだが、自公政権時代より担当大臣に改革意欲が感じられ、情報公開が進むような気がする。厳しい年末を控え、具体的成果の成否が注目されるわけだが、どの政策をみても、大胆な決断、無しに旧来の陋習は破れない。本稿では、公共事業見直しの中でも象徴的な「八ツ場ダム」問題に絞って、検討してみたい。

前原誠司国土交通相が就任直後の記者会見(9・17未明)で「八ツ場ダム建設中止」を打ち出し、九月二十三日には群馬県長野原町のダム建設予定地に乗り込んで、「国費ムダ遣いストップ」の先頭に立った。国交相は、住民を長年苦しめて

きた政策ミスに謝罪したが、建設中止勧告に地元民は驚き、百八十度の政策転換に衝撃が走った。

さらに国交相は十月九日、全国で建設中のダム五十六事業のうち四十八を見直すことを決定、うち「八ツ場」など本体未着工の二十八ダム凍結を明らかにした。地元民以外に「八ツ場ダム計画」を知っている国民は少なかったはずで、民主党新政権によって、「とんでもない公共事業の無駄」が明るみに出て、大混乱になってしまった。今後、新旧政治勢力の不毛な対立、非難合戦に陥ることを自戒して、冷静な姿勢で「ムダの排除」に衆知を集めなければならぬ。突如クローズアップされた問題だけに、まずダム建設計画の概略を振り返って論点を整理しておこう。

難題多く、半世紀もめ続ける

戦争直後の一九四七年九月、関東地方を襲ったカスリン台風は千百人もの死者を出す大災害だった。当時の日本国土は荒廃しており、台風災害が繰り返されていた。そこで利根川の洪水対策として「八ツ場ダム計画」を持ち上がり、支流の吾妻川・八ツ場地区への建設を決めて長野原町に通知したのが、台風から五年後の一九五二年。それから五十七年、水没世帯(四百七十戸)移転と地形上の欠陥が絡み合って、未解決のまま土木工事だけが強行されてきた。

計画当初、草津温泉などから流れてくる硫黄分を含む強酸性の水質処理が、重大問題になったという。ダム建設の目的は、治水と利水(下流の各

県への供給)にあったから、危惧するのは当然のこと。そこで「石灰を川に流す」方針を打ち出し、草津町に「中和工場」を造った。さらに川へまいた大量の石灰へドロをためるため「品木ダム湖」を建設したのが、六三年から六五年にかけてだった。各新聞はこの点を報じていなかったが、当初から難題を抱えていたことが分かる。このほか、浅間山・白根山噴火の不安、さらにダム周辺地域の軟弱地盤を心配する声もあり、そもそもダム建設には不適な地域だったようだ。また戦後の経済復興に伴って利根川などの護岸・防災対策が進み、「利水」の点でも首都圏の水需要は減少傾向で、「八ツ場ダム」に頼らなければならぬ状況は無くなったと、多くの専門家が指摘していた。

しかし、一度走りだしたダム計画は見直されず、移転反対住民の説得に何年も時間を空費してしまった。群馬県が提示した「移転住民の生活再建案」を長野原町長が受け入れたのが八五年、建設省が「ダム建設基本計画」(二〇〇〇年度完成予定)を告示したのは八六年だった。その後も補償交渉が難航し、現時点での移転世帯は三百五十七戸、まだ百戸以上が残されたまま。そこに「ダム建設中止」の大号令が下されたのだから、住民の怒りと困惑が痛いほど伝わるが、続々明るみに出てきた「無謀なダム計画」を精査した結果、「中止」を決断せざるを得なかった事情は分かる。

計画から半世紀、総事業費は当初二千百十億円だったが、二〇〇四年には倍以上の四千六百億円

に膨らんでしまった。国内最高のダム工事費で、既に移転費や国道建設などに三千二百二十億円をつぎ込んだが、本体のダム工事は未着工。「ダム計画が七割も進んでいるのに、中止してはもったいない」との指摘もあるが、「事業予算の進捗率」にすぎず、今後の予算積み増しは避けられなると指摘されている。国交省関東地方整備局は〇九年七月、「ダム建設を中止すると下流の五都県に負担金千四百六十億円を還付する必要が生じ、継続した場合に比べて約八百億円多くかかる」と強弁していたが、建設中止を明言した前原国交相は「ダム完成後の維持費や河川・海岸の堆積土砂や侵食除去に膨大な費用がかかる」と、この試算の間違いを指摘している。

工事ストップ、住民救済に取り組み

水源開発問題全国連絡会共同代表、島津暉之氏の「ダムストップで、国費支出を減らせる。水没予定地再生へ最大の取り組みを」と題した寄稿(『毎日』10・2オピニオン面)は本質を突く指摘なので、一部を引用して参考に供したい。

「ダムストップは誤った判断だという意見が流布しているが、それらの情報は事実ではない。第一に七割というのはダム事業費の七割が昨年度までに使われたということであって、工事の進捗率とは全く別物である。本体工事は未着手であるし、関連事業の付け替え国道、付け替え県道、代替地造成の完成部分の割合は一〇%以下で、工事は大幅に遅れており、完成までの道のりは遠い。」

第二にダム事業を継続すれば、地すべり対策工事費、吾妻川の流量の大半を取水している東電の発電所への減電補償、関連事業で必要となる追加予算により、一〇〇〇億円程度の増額が必至である。この増額を考慮すれば、利水予定者の既負担金(国庫補助金を除くと八九〇億円)を仮に返還したとしても、中止した方が国費の支出を大幅に減らすことができる。…ダムの中止に当たっては、水没予定地の人たちの生活を再建し、地域を再生させるため、最大限の取り組みがされなければならぬ。それは、不要なダム計画の推進で地元を半世紀以上苦しめてきた国と群馬県、さらに、ダム計画を後押ししてきた下流都県の責任の下に行われるべきものである」

基本計画を変更して工事費を四千六百億円に増額したのは〇四年九月だが、四年後の昨年九月には工期を二〇一五年度に延長すると再変更している。エンドレスな工事に国費を垂れ流す乱脈行政にストップをかけ、無駄な予算を民生充実に振り向けることこそ政治の本道だ。福田赳夫、中曽根康弘、小渕恵三、福田康夫の歴代首相四氏は群馬県出身であるのに、この無謀な「八ツ場ダム計画」に手を打たなかった政治責任は重大だ。

「費用対効果」…事業ごとに優先順位を

「公共事業に充当できる財源総額が決まった段階で、社会インフラとしての必要性と、費用対効果の経済合理性を基準にして、事業ごとに優先順位をつけることにすべきです。その場合、必要性

や費用対効果の合理性などは、中立の機関でのしつかりした調査を基にして議論されるべきです。…官僚などが入り込まないように創設された国家戦略室(戦略局)などが好ましいと思います。そして、その意思決定に関しては、国民から常に見えるようにするべきだと思います。常に外からその意思決定を見ることが出来ると、国民によるガバナンスの機能が働くからです。また、今回の政権交代によって、折角、今までのしがらみが無い政府が成立したわけですから、今ある公共事業の案件については、制限性の急な案件を除いて、全て白紙に戻すべきだと思います。そして、必要性と費用対効果の合理性に基づいて、新しい目線でスクリーニングすべきです。そのスクリーニングで上がって来た案件について、優先順位に従って、公共事業を行っていかれば良いと思います。既得権益を、徐々に減らすことができるはず」と、真壁昭夫・信州大学教授が指摘(『村上龍ブログ』の一節)している通りだ。

「八ツ場ダム」問題についてメディア側の問題意識が足りなかったように思う。「住民の怒り」や「工事を中止するとかえって負担増になる」といった現象面に傾斜し過ぎた記事が多く、背景や問題点の分析が不足していると感じた。政権移動による混乱はなお続いているが、公共事業偏重の政策変更を促す好機ととらえる視点が必要で、この際旧来型の政治報道からの脱皮を要望しておきたい。

(池田 龍夫) ジャーナリスト

放送時評

プラットホーム間料金設定の違い、顕在化か

多チャンネル放送研、09年実態調査発表

先ごろ、多チャンネル放送研究所が『二〇〇九年多チャンネル放送実態調査報告書』を発表した。

多チャンネル放送研究所は昨年十二月、CS委託放送事業者などを会員社とする社団法人・衛星放送協会によって設立されたシンクタンクである。

多チャンネル放送研設立の背景

周知の通り、日本の衛星放送サービスは、一八八四年にNHKが世界に先駆けてBS放送の試験放送を開始したことに始まる。八九年には二チャンネル体制となり、本放送に移行。今年で本放送開始二十年目を迎える。

その後の日本の衛星放送サービスの歴史を簡単に振り返ると、九一年には、最初の民間有料衛星放送である日本衛星放送（現・WOWOW）が本放送を開始。翌九二年には、CS（通信衛星）による有料放送が始まる。

当初、CS放送で提供されたチャンネル数は六チャンネルであった。その後、九六年には、パーステックTV（現・スカパーJ-SAT）がプラット

ホームとなってCSデジタル放送を開始したことで、百チャンネルを超える有料多チャンネル放送が登場することになる。さらに二〇〇〇年にはBSデジタル放送が開始され、広告を主な財源とする民放BSも登場し、今日に至っている。

この二十年の間に、日本のテレビ放送は急速に多チャンネル化が進んだわけだが、その一方の担い手が衛星放送であり、もう一方の担い手はケーブルテレビということができる。

ケーブルテレビに関していえば、「コミュニティ・チャンネル」と呼ばれる自主制作チャンネルのほかに、地上放送・BS放送については再送信という形で、CS放送が提供するチャンネルに關しては、CS放送の委託放送事業者の多くがCATV向けの番組供給業者を兼ねており、CATVにCS放送と同一内容チャンネルサービスを提示することで、その多チャンネルサービスのライアアップを形成してきた。

さて、その衛星放送であるが、既存のテレビ放送の中心であった地上テレビ放送を「基幹放送」と呼ぶのに対比して、NHK-BS放送を含むBS放送の大半が、BS対応のテレビ受像器があれば、誰でもアクセス可能な「フリーTV」であることから、「準基幹放送」と位置付けられる。その一方でCS放送は、スポーツや映画、音楽、ニュースなど、専門特化したチャンネルが多数並ぶ有料放送がその中心であった。

今年の六月に、一一年のBSアナログ放送の完

全停波などに伴い、新たにBSデジタル放送でサービスを行う委託放送事業者の認定先が発表された。

この認定に当たって総務省は、BS放送と、衛星の軌道がBSと同一の東経110度に位置するCSを利用する、いわゆる110度CS放送とを制度上統合する「特別衛星放送」制度を導入。この特別衛星放送として、一一年より新たに加わる認定先は、有料放送を計画する事業者のみであった。この認定に手を挙げた事業者の中には、ディズニーのように、広告放送方式を計画した事業者もあったが、今回の認定では選ばれなかった。広告放送市場の冷え込みが、その事業評価に当たって影響したとみる向きは多い。

このようにこの二十年間で急速に進んだ日本の放送の「多チャンネル化」、ならびに今後の方向性を考えてみると、今後、広告市場が急速に拡大することがない限りは、その中心的な担い手はケーブルテレビ事業を含めて有料放送とならざるを得ないであろう。

いずれにしても、日本の放送サービスにおいて、既存の地上テレビ放送のネットワークとは異なる番組流通ルートの可能性を考えたとき、米国の放送市場のように、新たなシンジケーションマーケットが成立する可能性は低く、現状において、その潜在力を最も含んでいるのは、衛星放送、ならびにケーブルテレビということになる。言い換えれば、日本の放送市場の拡大は衛星

放送とケーブルテレビにおける多チャンネル放送がそのカギを握っていることになる。

では、その日本の多チャンネル放送の一翼を担うCS放送の現状はどうか。

CS放送の加入件数は、現在一千万件を超え、多チャンネル放送サービスを担うメディアとして、日本の放送市場の中で一定のポジションを確立してはいるものの〇六年以降、その契約件数は伸び悩みの傾向が顕著になってきている。他方において、通信と放送の融合の本格化を背景に、インターネットを利用したIPTVなどの動画配信が本格化し、動画系サイトやワンセグ放送の独自放送など、新たな映像コンテンツの表現手法や流通の在り方が多様化するなど、映像コンテンツを取り巻く環境も変化しつつある。

このようなメディア環境の変化を踏まえつつ、今後の多チャンネル放送の在り方を専門的に研究する機関の必要性を訴える声が高まる中で、「多チャンネル放送研究所」が設立されることとなった。研究所の活動では、これまで多チャンネル放送の歩みやメディア環境・経営環境の変化などを踏まえつつ、視聴者にとつての多チャンネル放送の文化的価値など、その構造的な問題を分析し、戦略的提言を行うことを目的とするとした。この研究所の活動に当たっては、私もメディア研究者の立場から、アドバイザー役を仰せ付かっている。

日本の多チャンネル化の現状

さて、報告書では、衛星放送協会に加盟する百

十七のチャンネルに対してアンケートを発送した回答結果（有効回答数は六十チャンネル。回収率51・2%）を基に、多チャンネル放送の実像を浮き彫りにしている。

まず、今後の市場に対する認識を見てみる。多チャンネル市場成長の次の一つの目標となっている千五百万件の加入を超える時期を尋ねてみると、「理想」的には「二〇一一年度末」を超えるとする回答が最も多く、回答全体の約三分の一に「二〇一二年度末」とするものが、回答全体の約四分の一であった。他方、「現実」的な見通しとして、千五百万件の加入を超える時期を「二〇一五年以降」とする回答が約半数弱。次いで「二〇一三年度末」とする回答が五分の一、「二〇一四年度末」とする回答が、六分の一存在した。

また、プラットフォームに見てみると、多チャンネル放送の中で、今後重視することになっていくであろうプラットフォームとして、最上位に挙げられたのが、「ケーブルテレビ」「スカパー！e2」（110度CS放送のスカパー！のサービス名称）、「スカパー！124/128」（東経124度、128度の軌道位置にあるCSを使って放送を提供する既存のCS放送）であった。特に「ケーブルテレビ」と「スカパー！e2」への成長期待度は高く、その意味でも、特別衛星放送制度が示した110度放送重視の姿勢は、CS放送のチャンネルサイドにも浸透しつつあることが分かる。

他方、放送で提供する番組は、費用の掛かる自主制作をするのではなく、主に国内外から調達してきたのがこれまでのCS放送の姿であったが、CS放送事業者のコンテンツ調達の今後の方針に関して尋ねてみると、自主制作番組を「増やす予定」とするとの回答が最も多く、各事業者の独自コンテンツ重視の姿勢がにじみ出るような調査結果となっている。

地上放送、BS放送がデジタル化によりHD化（高画質化）が進んだのに対して、CS放送は多チャンネル化を優先したことで、HD化が遅れが生じた。近年、CS放送で問題となっているこのHD化について尋ねてみると、「HD化済み」との回答が全体の二割強。「二〇〇九年度中」との回答が全体の三分の一。「二〇一〇年度中」が一割と、急速に「HD化」が進んでいることが分かる。

ところで、そのプラットフォームへの供給単価について尋ねてみると、「スカパー！124/128」「スカパー！e2」の平均単価と「ケーブルテレビ」「IPTV」の平均単価では、「ケーブルテレビ」「IPTV」の平均単価の方が十円程度高いという価格差が生じている。エンドユーザーへの提供料金には価格差がさほど見られないことから考えると、今後、プラットフォーム間の料金設定の在り方の違いが、問題として顕在化してくる可能性を示唆しているのではなからうか。

（音 好宏 上智大学教授）



中国の新聞総印刷量、2・45%減

08年—改革開放後初の前年割れ

中国の新聞業界団体、中国報業協会の印刷工作委员会が実施した調査によれば、全国主要百三十九の印刷工場で、二〇〇八年に刷られた新聞総印刷量は、前年を2・45%下回って、千五百九十四億印張（新聞用紙重量換算で三百五十八万ト）となったことが分かった。新聞の印刷総量が前年割れしたことは過去十五年間なく、実質的には改革開放以来、初めてのとのことという。

この調査は同協会が毎年実施しているもので、回答のあった百三十九の印刷工場で刷る新聞の印刷量は、全新聞の印刷量の68%を占める。前年印刷量を下回った印刷工場は、回答総数の38%、五十三に上る。

同協会の顧問で中国印刷技術協会常務理事の夏天俊氏は、その原因を三点挙げる。

第一は、広告量の減少。「近年、国民経済の構造変化に伴い、社会的に問題のある一部広告などが規制された。また、主力の不動産、自動車、医療広告なども減少した。同時に媒体の内部でも構造的な変化が生じ、新聞媒体の広告費シェアは徐々に低下しつつある。広告量の変化、広告収入の減少が必然的に印刷量を押し下げた」という。

第二は、デジタル媒体台頭による衝撃。これが如実に表れたのが北京五輪だという。もともと、新聞関係者は五輪による広告増を当て込み、印刷関係者も大方は印刷総量10%増を予測していた。ところが、実際は、北京地区十二紙の印刷工場の年間新聞印刷総量は、前年比で9・7%も減ってしまった。

これは、秋以降に起きたリーマン・ショックの影響というより、五輪広告がインターネット媒体とテレビに流れたから、といわれる。全国的に見ても、例えば上海六紙の印刷総量は5・41%減、広東七紙も2・25%減といった具合だ。

第三は、新聞用紙価格の上昇に伴う新聞購読料の値上げ。石油価格の高騰などによって、新聞用紙価格は、四千二百万トから最高で六千三百万トまで跳ね上がり、一部紙はたまたま購読料を引き上げた。これが発行部数の減少などにつながったのは否めない。その後、原油価格は大幅下落したが、一度失った読者を呼び戻すことに、新聞社は成功していない。

「新聞の販売、印刷が長期にわたり高度成長を続けることはもはやあり得ない」と夏氏は断言する。

一九九三年から二〇〇四年にかけて、中国の新聞印刷総量の成長率はGDPの伸びを二倍近く上回り、新聞の影響力、発行範囲、印刷能力などの面で、国際水準との距離を大いに縮めた。しかし、この時期、あまたのニューメディアも登場、

発展してきたため、今後は、毎年前年比二ケタ増といったような成長スピードは望めない。

しかし、欧米や日本と異なり、まだまだ発展の伸び代があることは確かで、事実、印刷総量が前年実績を上回った工場も六割を超す。地域差もあって、例えば山東省では調査した十五工場すべてが前年比プラス、省全体で14・18%増だった。

夏氏も、「減ったのはもっぱらページ数で、部数が全体で減っているわけではない」と指摘している。

〇八年の中国新聞業界事情を知る別の基礎資料に「二〇〇八年全国新聞出版業基本状況」がある。この調査では、全国紙（二百二十四紙）の平均発行部数が前年比4・27%減、省級紙（八百二十六紙）の同部数が10・81%増、市級紙（八百七十七紙）の同部数が9・75%減だったことなどが明らかにになった。

これについて、『経済日報』新聞研究部副主任で、華南理工大学マスコミュニケーション学院特任教授の曹鵬氏は、「大規模紙と小規模紙が読者を失い、中規模紙が増やして、市場は、頭部と尾部が細く真ん中が太い、ナツメの実のようになっている。これは都市報だけが気を吐いている現状を示している。都市報の多くは、人的、財政的資源の豊富な省レベルの新聞グループが、市級紙の地盤を侵食する形で発行しているのだ」と解説している。（参考『新聞出版報』九月一日付）

（木原 正博 日本新聞協会審査室長）



あいさつする山内理事長

◎育成会・学寮69周年

(財)同盟育成会と同盟学寮の第六十九回創立記念会が十月十八日、東京都新宿区市谷仲之町の同盟学寮で開かれた。

正午からの式典では山内豊彦同盟育成会理事長が「昨年、リーマン・ショックという世界的な金融危機が起こり、われわれも影響を受けた。しかし先輩の残してくれた資産が厚く、すそ野も広がったのでわずかな影響にとどまり、事業に支障を来すことはなかった。ご安心いただければと思っている」と述べるとともに「いま公益法人改革が実行に移されており、われわれも公益財団法人に移行すべく最終的な手続きを取りつつある。私たちの事業は経済的困難を抱えた学生に良好な勉学と生活の基盤を提供しており、まさに公益目的に合致する」と強調、創立七十周年となる来年は公益法人化など同盟育成会にとって大きな節目の年になると語った。

この後、長谷川和明(財)新聞通信調査会理事長が「同盟育成会、同盟学寮は

七十年近く維持されてきた。しかも、単に継続してきただけでなく発展、拡大してきた。こうした先人たちの努力に改めて感謝するとともに敬意を表したい」と述べ、「乾杯」の発声で懇親会に移った。

記念会には、共同、時事両通信社関係者、仲之町町会代表、学寮生、学寮OBら約百三十人が出席、創立六十九周年を祝った。

なお、記念式に先立ち同日午前、「ワーク・ライフ・インテグレーション」と題し、共同通信社盛岡支局長の飯田裕美子氏が講演した。

◎特別講演会

(財)新聞通信調査会と同盟クラブは十月十四日午後一時半から、東京都中央区銀座の時事通信ホールで第六回特別講演会を開いた。講師は作家で元日本経済新聞論説主幹の水木楊氏、演題は「現代日本の病とジャーナリズム」だった。

◎理事会・評議員会

(財)新聞通信調査会と(財)同盟育成会は十月二十八日、評議員会と理事会を開き、平成二十一年度上半期の事業報告と中間決算、および公益法人移行認定申請の関連案件を原案通り承認、可決した。

◎同盟クラブ理事会

同盟クラブは十月二十八日、(財)同盟育成会理事長室で理事会を開き、平成二十一年度上半期の事業報告と中間決算を原案通り可決、理事四人の辞任を了承した。同時に新たな入会希望者二人の入会も承認した。

〔編集後記〕

▽「八ツ場ダムの建設中止」「羽田のハブ空港化」――政権交代直後のハネムーンといわれる時期に、パンドラの箱をひっくり返したような状況が続いています。巻頭の講演原稿で政治のダイナミックな動きが明快に描き出されていますが、与野党間での建設的な、活発な政策論争が期待されているところです。

▽共同通信の配信記事をめぐる東京高裁の今回の判決で、やっと納得できる判断が下されました。一番では、配信元の責任は問わず、記事をそのまま掲載した新聞社に「名誉棄損で賠償金を支払え」という趣旨の仰天判決でした。

▽一部にしろ、バランス感覚を期待されている裁判官のこの判断は、通信社に身を置いた者にとって理解に苦しむ内容で、それだけ通信社は世間ではまだまだ知られていないということでしょうか。

(安)

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六

☎(〇三)三五九三―一〇八一(代)

E-mail: chosaka@helenoan.ne.jp

振替口座〇〇二一〇―四一七三四六七番

印刷所 株式会社 太平印刷社



●松尾 文夫 著 (小学館 1720円 税別)

『オバマ大統領がヒロシマに献花する日』

第二次世界大戦末期の一九四五年二月十三日

から十四日にかけて、ドイツ東部の古都ドレスデンは連合軍によって無差別爆撃を受け、壊滅した。それから半世紀後の九五年二月、旧米英連合軍の将官も参列して、和解と追悼の献花式が復興成ったドレスデンで挙行された。同じように都市への無差別爆撃などで多数の民間人が戦争の惨禍に巻き込まれた日本との間では、今もって真の和解が成立していない。なぜなのか？

日米開戦翌年の昭和十七年四月、ドーリットル隊長率いる米軍機の日本初空襲を小学校二年生で目撃し、二十年七月十九日には疎開先の福井市でB29による夜間無差別焼夷弾攻撃を受け、九死に一生を得た筆者は、国際ジャーナリストとしてこの疑問を追い続ける。ドイツのドレスデン、英国のコベントリー、スペインのゲルニカ……。その道程とたどり着いた答えを凝縮させたのが、本書である。筆者は「ドレスデンの和解」の日本版を実現するには、「献花外交」を展開する必要があると提言する。

第一に、今年四月五日のプラハ演説で、核兵器を実際に使用した唯一の国として米国は核廃絶のため特別の責務を負っていると内外に表明したオバマ大統領がヒロシマを訪問し、原爆慰霊碑に献花する。それに対する答礼として日本の現職首相がハワイの真珠湾に沈む戦艦アリゾナの記念館に献花する。

二番目に、日米間だけでなく、中国、韓国、北朝鮮などの近隣諸国、さらにはあの戦争にかかわったすべての国々との間で、相互献花の段取りを付ける。それによってこれらの諸国との間に抱えている「歴史問題」を一気に解決するチャンスとする。

三番目に、相互献花を単なる関係改善のための外交手段にとどめず、世界に向けて「ニュー・ジャパン・ドクトリン」を発信する出発点にする。具体的には核軍縮、気候温暖化、新エネルギー開発など、二十一世紀の地球生き残りのための国際協力で日本がイニシアチブを取る端緒とする。

第四に、現在核問題、拉致事件で緊張状態の極にある北朝鮮に対しても、相互献花プログラ

ムの対象になることを明確に伝え、いつの日か平壤の「革命烈士陵」と広島での両国首脳による相互献花が実現することを想定しておく。

五番目はロシア。プーチン、メドベージェフの両首脳には広島のみならずハバロフスクに日本政府が建設した「日本人死亡者慰霊碑」にも花束を手向けてほしい。

六番目に、中国との和解の儀式としては盧溝橋の中国人民抗日戦争記念館および南京の虐殺慰霊碑における献花も加えるべきだ。

筆者の姿勢に一貫しているのは、先の大戦で同じく敗北を喫したドイツが、昨日の敵と和解したにもかかわらず、なぜ日本には真の和解ができないのか、という深刻な問い掛けである。その要因として筆者は、戦後の再出発に際してつけないべきだった敗戦のケジメを曖昧にしたからではないかと指摘し、「占領軍」としか翻訳しようのない「オキュペーション・フォーゼズ」を「進駐軍」という日本特有の人造語にすり替えたことを実例として挙げている。

一九四五年八月十五日、日本は第二次世界大戦に敗北し、大日本帝国は消滅した。完敗だった。だが、日本人はこの日を敗戦記念日とは呼ばず、「終戦記念日」と称している。敗戦の現実を直視するのがそれほど怖いのか。その臆病さが、日本の敗戦処理を中途半端なものにしてしまったのではなかったか。

(小関 哲哉 国際問題研究所 A T W I 代表)